

令和7年

第3回定例会

会議録

令和7年9月10日

令和7年第3回 江差町議会定例会 (第1号)

◎ 期日及び場所

令和7年9月10日（水） 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定
〔議長諸般の報告〕 |
| 日程第 3 | 閉会中の継続調査の申し出について |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 報告第 1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第 6 | 認定第 1号 令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 2号 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 3号 令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 4号 令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 5号 令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 6号 令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 7号 令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 8号 令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 9号 令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 10号 令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について |
| 日程第 16 | 承認第 1号 令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 17 | 承認第 2号 令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 18 | 議案第 3号 令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）について |
| 日程第 19 | 承認第 3号 令和7年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 20 | 議案第 1号 江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第21	議案第2号	江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第9号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）について
日程第23	議案第4号	令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第5号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第25	議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第26	議案第7号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第27	議案第8号	工事請負契約の締結について
日程第28	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第29	同意第1号	教育委員会教育長の任命について
日程第30	同意第2号	教育委員会委員の任命について
日程第31	発議第1号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎ 会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定 〔議長諸般の報告〕
日程第3	閉会中の継続調査の申し出について
日程第4	一般質問
日程第5	報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第6	認定第1号 令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第2号 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	認定第3号 令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	認定第4号 令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第5号 令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第6号 令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第7号 令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第8号 令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第14	認定第9号 令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第15	認定第10号	令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について
日程第16	承認第1号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第17	承認第2号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第18	議案第3号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）について
日程第19	承認第3号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第20	議案第1号	江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第2号	江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第9号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）について
日程第23	議案第4号	令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第5号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第25	議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第26	議案第7号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第27	議案第8号	工事請負契約の締結について
日程第28	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第29	同意第1号	教育委員会教育長の任命について
日程第30	同意第2号	教育委員会委員の任命について
日程第31	発議第1号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎ 出席議員（11名）

議	長	萩	原	徹
副	長	塚	本	眞
議	員	打	越	夫
		飯	田	東亞
			隆	一
		小	野	寺
		室	井	真行
		小	梅	子
		西	海	洋
		出	谷	望郎
		大	崎	太郎
		増	門	幸彦
			永	一

◎ 欠席議員（1名）

〃 田 畑 豊 利

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	長	出	崎	雄	司	治
教	育	岸	田	礼	治	治
總務	課	岸	田	雄	公	美
總務	參	事	伊	藤	友	司
總務	參	事	兵	庫	谷	一
まちづくり	推進	課長	布	施	順	強
財政	課	長	長	尾	恵	孝
税務	課	長	竹	内		徳
町民	福祉	課	國	仙	敏	哉
健康	推進	課	中	澤	貴	介
産業	振興	課	烟	竜	竜	徳
追分	観光	課	宮	津	宗	榮
建設	水道	課	久	保	田	日香
高齢	あんしん	課	烟			美子
出	納	室	岸	田	由	臣彦
学校	教育	長	秋	山	悦	也
社会	教育	長	安	田	克	
総務	課	幹	森		直	
まちづくり	推進	主幹	明	上	真	

(議会事務局)

局
書

長
記

梅川年代
木下和樹

開会 10：00

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和7年第3回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、2番、大門議員、10番、打越議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(委員会報告)

おはようございます。 (「おはようございます」の声)

議会運営委員会から報告を致します。

まず最初にですが、委員会の開催状況。当委員会は8月19日、9月1日の2日間、委員会を開催し、理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議を致しました。

次に、今定例会の議案、一般質問等についてでありますが、今定例会には、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の条例の制定をはじめ、8件の議案が提出されている他、報告1件、認定10件、同意2件、その他5件、議員発議1件、一般質問は8名の通告であります。詳細については、お手元に配付しております報告書の通りでございま

す。

次に会期の日程についてでございますが、本日 9 月 10 日の 1 日とすることと致しますが、先に述べた通り、一般質問通告者は 8 名で、内容も多岐に渡っております。是非、わかり易い、簡潔明瞭な質問、質疑及び答弁をお願い致します。

一般質問等についてですが、これまでの定例会と同様と致します。町理事者の反問権については従来どおりであります。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

(議長)

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日 1 日と致します。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、1 回目は演壇で、2 回目以降は自席で行うことと致します。

質問の回数は、再々質問まで答弁を含め 60 分の時間制を採用して行うことと致します。

また、理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問出来るものとし、それに要する時間は、60 分の制限時間外とすることに決定致しました。

また、議場内の換気のため出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

(議長)

日程第 3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、議会改革調査特別委員会から会議規則第 76 条の規定に基づき、お手元に配布のとおり継続調査の申し出がありました。

(議長)

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出とおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり8名の議員から通告がありました。

通告順に従って、順次、これを許可致します。

まず、飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーおはようございます。 (「おはようございます」の声)

えー私からは、3項目につきまして、質問させて頂きます。

まず、はじめは、ヒグマの捕獲駆除対策についてであります。

本件につきましては、私、質問通告を提出しましたのが、えー先月の27日でございます。その間、約2週間、駆除を含めまして、大変事態が大きく変わっております。その辺、多少こう、質問、ちぐはぐな部分もありますけれども、ご理解頂ければと思います。

えーそれでは入ります、質問に。

町内では、春以降、連日のように人里にヒグマが出没し、スイカやトウモロコシなど食い荒らされ、既に50件以上の通報があり、特に8月に入ってからは、連日のように頻発しております。

えー町民に人身被害の危険性があり、緊急銃猟を定めた改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行となり、安全面を含めて、4つの案件を満たした場合、町長の判断でハンターに委託し、発砲、市街地で発砲することが認められることとなりました。

まず1問目でございます。えー現在、どのような対策を取っているのか、併せてまして、

今後は銃猟等積極的な駆除対策を進める、進めるべきと考えますが、え一答弁をお願い致します。

えー2点目であります。今年度、町内に出没したり、痕跡が認められたヒグマの個体数と捕獲数は何頭ぐらいになるか伺います。

えー3問目であります。えー今後のハンター出動に備え、緊急銃猟訓練を実施したり、安全面や処遇を整えるべきと考えますが、答弁を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員からの1問目、ヒグマ捕獲駆除対策についてのご質問にお答えを致します。

飯田議員のご質問の通り、今年の春以降、町内におけるヒグマの目撃情報が寄せられ、特に8月に入ってからは、民家に隣接する家庭菜園の食害が相次ぎ発生したことから、北海道は8月12日付で、江差町一円を対象にヒグマ注意報を発出したところでございます。

近年、全国的にもヒグマ等の危険鳥獣が人の生活圏へ侵入するケースが増えており、より予防的かつ迅速に対処することが求められることから、鳥獣保護管理法の一部が改正され、9月1日からは、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、人の日常生活圏での緊急銃猟を市町村の判断で捕獲者に委託し、実施する事が出来る事になったものでございます。

ただし、改正鳥獣保護管理法で定める緊急銃猟を行うためには、4つの条件を全て満たす必要があり、その条件とは、1、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入または侵入する恐れが大きいこと。

2、当該危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講じる、講ずる必要があるとき。

3、銃猟以外の方法によっては、的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であること。

4、銃猟によって人に弾丸の到達する恐れ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがないとき。以上の4点が緊急銃猟を行える必須条件となります。

飯田議員からは3点についてご質問がございました。

まず1点目の、現在、町が行っている対策と今後における駆除対策に関するご質問でございます。

これまで町では、町民の皆さん的安全を最優先とし、まずは防除対策として、町民に対する家庭菜園のスイカ、トウモロコシ等の早期収穫を求めるチラシの配布や、LINE、

吹鳴装置での注意喚起を行うとともに、江差町鳥獣被害対策実施隊員の他、上ノ国町の実施隊員のご協力も頂き、江差警察署や檜山振興局等の関係機関と緊密な連携のもと、巡回パトロールの強化、ヒグマの市街地への侵入抑止のための電気柵設置、捕獲に向けた箱ワナ設置等の対策を適宜進めてきたところでございます。

現在、緊急銃猟に係る対応マニュアル作成に向けて、必要な情報の収集を進めているところであり、併せて緊急銃猟や夜間での対応に必要な備品等を確保するため、今回補正予算のご提案をさせて頂いているところでございます。

次に、今後は、銃猟等による積極的な駆除対策を進めるべきとのご質問でございますが、今回改正となりました、鳥獣保護管理法はその名が示す通り、法の目的そのものが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図ることを目的とし、目的としていることから、鳥獣保護管理法による緊急銃猟が可能な条件として、まず人の日常生活圏であって、安全確保が可能な場所であることが大前提となります。

よって市街地等でクマが出没した場合、周囲の安全確保が確認できる状況に至るまでには、通行規制や住民周知などを含め、相当な人員体制と時間を要することが想定されるなど課題も多いのが現状でございます。

そのため、まずは市街地への出没を防ぐため、引き続き官民一体での防除対策の徹底を図ることが重要となります。

また、万が一、市街地に出没した場合においては、引き続き、警察官職務執行法による危害防止措置を図るなど、状況に応じた対応を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目、今年度、町内への出没や痕跡が見られたヒグマの個体数と捕獲数に関するご質問でございます。

飯田議員もご承知の通り、今年に入り町内の広範囲に渡って出没の報告がされておりますが、ヒグマの行動範囲が広範囲に渡るため、正確な個体数の把握には至っていないのが現状であります。

また、人の生活圏に出没した痕跡のある個体の捕獲数につきましては、9月9日時点での数値として、実施隊員の懸命な活動により、8月29日に砂川地区で捕獲した1頭と、9月4日に田沢地区で1頭、9月6日に鰐川地区で1頭、9月9日には桧岱地区で1頭捕獲した他、鰐川地区の人の生活圏ではない山奥で捕獲した1頭を合わせますと、今年に入り5頭の捕獲実績となります。

なお、砂川で捕獲したヒグマのDNA鑑定を依頼した結果、8月に橋本地区、南浜地区、砂川地区、上ノ国町北村地区に出没していたヒグマと同一個体であることが、9月3日に判明したところであり、田沢地区で捕獲した個体につきましても、現在DNA鑑定を進めているところでございます。

また、依然として、町内各地で目撃情報があることから、少なくとも駆除された個体以外にも生息していることになりますので、引き続き捕獲駆除に向け全力で取り組んで参りたいと考えております。

えー最後に、今後の実施隊の出動に備え、緊急銃猟訓練の実施と安全面と処遇改善に関

するご質問がございました。

緊急銃猟訓練につきましては、檜山振興局が主催した檜山管内ヒグマ市街地出没対応演習が、去る8月27日に開催され、檜山振興局や関係自治体の他、各町の猟友会、江差警察署、江差消防署などの職員が一堂に会し、緊急銃猟訓練を実施したところでございます。

今後は、各自治体で緊急銃猟対応マニュアル等が整備されれば、個別での訓練等の実施も検討して行く事となります。

また、実施隊員の安全面や処遇改善に関しましては、この度のヒグマ注意報の発出以降における実施隊員の皆さんの献身的な活動とご苦労を改めて認識させられた部分も多々ありますので、更なる安全面の確保と処遇改善に向け、前向きに対応して参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。ありがとうございます。それでは、再質問致します。

えー最近、昨日までに、ま、市街地で4頭、5頭ですか。箱ワナによりまして、えー捕獲されました。本当にあのー、関係職員の皆さん、鳥獣実施隊員の皆さん初め、関係の方々の日常に伴うご苦労には感謝申し上げたいと思います。

実際問題、今、町長の答弁ありましたように、市街地での緊急銃猟ちゅうのは、私やつぱり、この江差の町に今までの出動の状況を見ましても、ほぼほぼ安全性はなかなか確保するのは難しい、相当ハードルが高いというふうに思っております。

やはり、箱ワナ等が、あー中心になろうと思しますけれども、ただ、これから秋に向かいまして、山菜採りやキノコ狩り等で町民の皆さん、結構山に入るケースが増えて来るわけなんですよ。こういうことを想定した場合どのように対処するのか、むしろ、こういう山間部での出没情報こそが、緊急銃猟の対象になるというふうに考えますが、この点についてお答え頂ければと思います。

それと併せまして、ただいま町長の方からもハンターの方々の処遇の改善についても答弁を頂きました。その通りでございます。昨日、道議会の方でも、そういうようなハンターに対する処遇、保険等を含めましても、手厚い保護するような、あー交付金、補助金の制度も創設の見込みでありますんで、それにつきましては、ハンターの方々が安心して、その出動出来るような体制をとるように今後、考えるべきと思います。

改めてこの点についても答弁を願いたいと思います。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー飯田議員の再質問にお答えさせて頂きます。

えーまず、えー2項目ありましたが、まず、最初の、えーこれから、あのー山菜取りとかで、えー山に入るケースが増えてくるが、箱ワナの設置も含めてどういう対応をしていくかと言う事ですが、えー当然これから秋になってくるとですね、あのークマのヒグマの方もですね、山の方に向かって行く事になります。えーそういった部分も含めてですね、えーハンターの皆さんとですね、巡回を進めながら、痕跡などを確認しながら、適正な場所に箱ワナを設置して行き対応して参りたいと考えていますんで、ご理解願いたいと思います。

えー2点目の、あのー処遇面の改善の部分のご質問でございましたが、こちらにつきましても先ほど町長のご答弁にもありました通り、えーこれまでの、えー献身的な活動を目の当たりにしてきておりますんで、えー処遇、新たな処遇の改善に向けてですね、あのー積極的な対応を検討して行きたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。再々質問であります。

ただいま答弁を頂きましたように、ま、江差町では、ま、4頭、5頭捕獲をされました。えー上ノ国、厚沢部の方も私、色々調べてみましたけれども、ま、例年20頭から30頭前後、捕獲駆除をしているという情報を得ました。どこの町もあまりこういうような捕獲の情報は外部に出したくない、そういう私は感じました。

と申しますのも、やはりこういう手法をですね、捕獲、そしてあの駆除すると言う事は、動物保護団体からすると、大変こう反対意見や苦情が自治体に寄せられる。福島で、ああ言うような事故もありましたけれども、それでもやっぱり、他町からそういう保護団体から苦情や意見が殺到すると言う事であります。

私は江差町としてですね、これも、あのー、全員協議会でも質問致しました。本会議ですから、はっきり町長の方から、やっぱり、町民の安全を第、最優先してクマを駆除するということ、そして、やっぱりそういう鳥獣捕獲隊員の方々に寄り添う姿勢をはっきりと示して頂きたいというふうに考えます。答弁をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

え一飯田議員から再々質問と言う事で、ヒグマ対応に関する私の考え方を問われているのかなというふうに思います。

え一この間、8月12日にヒグマ注意報が北海道から発令され、市街地にヒグマが出没する状況が続いて参りました。

私が一番大事にしてきたのは、町民の生命、身体に影響が及ぶことがないよう、最善の最大の対応をしていかなければならない、そのことを職員の皆さん、そしてハンターの皆さんとしっかりと意思疎通を図りながら対応して来て、江差警察署や或いは檜山振興局のお力添えも頂きながら、この間、対応させて頂いてきたところでございます。

このヒグマが市街地に出没する状況を考えますと、我々は、私は、地方自治体の長として、地方公共団体の長として、やるべきことは、人の、への被害を出さないこと、それに対して最大限やっていかなきやいけないなと思っています。思ってやって参りました。

この間、駆除もさせて頂きました、その都度、公表もLINEなどを通じて、住民の皆さんにはお知らせましたところです。

飯田議員ご指摘の通り、動物愛護団体の皆様からもご意見があるというふうには認識しておりますけれども、私は住民の皆さんの命、身体を守ること、そして安心、安全を住民の皆さんに提供すること、それが地方自治の自治体の役割だというふうに認識しております。

そのためには、必要な情報はしっかりと住民の皆さんにお知らせしなきやいけないし、のために注意喚起もしていかなきやいけない、第一義的には私の責任として、住民の皆さんに必要な対応、必要な情報をしっかりと提供することだというふうに思ってやって参りました。

また、愛護団体の皆さんなど、町外の皆さんのご意見もあるというふうに認識しておりますが、その点に関しましては、職員の負担にならないよう、メールでのお問い合わせということを徹底し、住民、職員の負担にならないような対策をしてきたところでございます。

幸いにもですね、多く苦情が寄せられるというような状況はありませんでしたので、引き続きですね、こういう体制をとりながら、ただ、今後ですね、ヒグマ注意報が解除された後の対応としては、あー今のような市街地に出て来ていないという状況から、あー逐一、住民の皆さんに駆除の情報を流すということは、あー慎重に考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

いずれに致しましても、しっかりと、ハンターさんの今回、ま、あーヒグマ注意報

発令中の対応などを見てもですね、本当に頭が下がる思いで、ご協力があったからこそ、今のこの状況が築けているのかなというふうに思います。今まだ、緊急事態、注意報が発令されている事態ですから、まずはこれをしっかりと収束させることに全力を尽くして参ります。

また、来年度以降、ヒグマが市街地に来ない対策をしっかりと冬にかけて、我々は対策を練って、そして、春から実行出来るように、えーその準備をして行かなければならぬなと思っています。

そのためには、国、道の支援を頂きながら、地方自治体の負担が少しでも軽減されるよう、働きかけを檜山、北海道町村委会などを通じてやって行きたいなというふうに思っています。

いずれに致しましても、町民の皆さんの身体と生命に影響が危害が及ぶことがないよう、最善を今後も尽くして参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員、2問目お願い致します。

「飯田議員」

はい、議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。それでは2点目に入ります。

え一道の駅仮称かもめ島子供遊戯施設についてであります。

このことにつきましては、町長は基本構想の段階から親子連れにとりまして、道南エリア満足度No.1の道の駅を目指し、天候などを気にすることなく、子育て世代が交流し、憩う場とすべく、子供の遊び場を中心に捉えつつ、大人のニーズをも捉えた施設とすることをコンセプトに進めて、子供の遊戯施設は新たな道の駅の集客の核となる機能であると主張して参りました。

まず1点目であります。えー基本設計をもとに、要求水準書が業者に出されまして、えー子供遊戯施設の床面積は546m²、おおよその数字でありますが、示されました。それに対して、えー事業者から提出された企画提案書では、240m²と約半分以下に削減されており、町長のこれまでの主張や町の基本的なコンセプトから外れるものであり、特に子育て世代からは、これまでにない全天候型大型遊具施設で町民無料は期待も大きく、是非とも実現するよう業者と、事業者と再協議すべきと考えますが、町長の答弁を求めたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の2問目。道の駅仮称かもめ島子供遊戯施設についてのご質問にお答えを致します。

新しく道の駅に設置する子供遊戯施設の面積が、基本設計の段階よりも狭くなっていること。また、事業者からの企画提案の内容が、これまで拠点施設整備基本構想や基本計画などで掲げているコンセプトと乖離しているのではないか、事業者側との再協議が必要ではないかという趣旨のご質問でございます。

子供遊戯施設の面積につきましては、基本計画で 600m^2 、基本設計では 546m^2 。今回の事業者からの提案では、キッズトイレや授乳室などを含め、 $238\text{, }48\text{m}^2$ となっております。要求水準書では、子供遊戯施設についての面積要件を定めているわけではありませんが、子育て世代にとって満足度の高い施設であること、親子連れにとって道南エリア満足度No. 1の道の駅を目指すという施設整備のコンセプトを踏まえた提案を求めております。

町と致しましては、事業者からの提案書では、子供遊戯施設については、一定程度の面積の確保がなされているものと理解しておりますし、全天候型プレイと安心見守りで楽しむ多層景観、失礼しました。多層景観空間という考え方のもと、体験スタジオの上部の中2階の空間を活用して、子供遊戯施設の拡張を図ることや各室をフレキシブルに利用可能な設計とすることで、コストと滞在満足度の両方の実現を図る提案となっており、要求水準書で求めている内容と比べて、後退しているものではないと認識しております。

基本設計と比べ、子供遊戯施設の面積を狭くしていることにつきましては、事業者側にも確認しておりますが、他の施設の事例で大規模なものを作っても、子供が集まらない状況も見て来ているとのご指摘を頂いております。その上で物販、飲食の面積を増やして、収益性を高めるというのが事業者の考えであると理解しております。事業者の意見は最大限尊重しながら、江差町として、子供遊戯施設の具体的な内容につきましては、事業者側とも必要な協議を行って参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。議長。

「飯田議員」

えー只今、えー答弁頂きました。それにつきまして、再質問を致します。

えー私達も総務産業常任委員会で、秩父別町や色々な自治体のそういう事例を、視察をして参りました。ま、この辺近くでいえば、函館のキラリス、函館駅前にも同様の施設がございます。ま、それぞれ人口規模も違いますけれども、おしなべてやっぱり相当広い空間をとった中で、幼児や小学校低学年のお子さんが自由に伸び伸びと遊べるような施設を皆さん、えー作っておられます。これまでのよう滑り台、ブランコ等といった、遊戯施設とはずいぶん趣が違います。

つまり、それぞれの年代層に合わせまして、発達、それを助長するような施設となっている訳であります。

これはやっぱり、業者の立場からするとですね、この子供遊戯施設は、収益を生まない施設であります。町民、上ノ国町、利用料は無料でありますから、事業者の考えとしては、当然、それよりは物品販売、飲食スペースの面積を増やして収益を上げるというの、これは事業者の当然の考え方でありますけれども、やはり、やっぱり町長としてはですね、最大限、最初から申し上げているような基本コンセプト、そして町民の子育て世代への思い、要望を答えるべく、やっぱり、それなりの空間を配して、そして、きちんと今まで違うような遊具施設を整えるべきというふうに考えますが、改めて答弁を願いたいと思います。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えーと飯田議員からの再質問にお答えさせて頂きます。

えーと、今回の道の駅計画に関しましては、子育て世帯にとって満足の、満足度の高い施設を目指すこととし、子供遊戯施設を、お客様を呼び込むための核となる施設と位置づけて事業を進めて参りました。

えーと、決してあのー、町として、この考え方を転換したわけではないと言う事でございます。

まず、あのー広さの関係でございますけれども、少しイメージを持って頂ければと思います。えーと、この議場に関しましては、おおよそ 230m^2 ほどございます。大体、今回、えー事業者から提案があった道の駅のこの遊戯施設の広さとほぼ同じスペースというふうにご理解を頂ければと思います。

今回の提案では、1階スペースと及び、え一体験スタジオの上に、中2階のスペースを設けるような提案になってございまして、おおよそ私どものおります側から議場の議員、

議員の皆様の1列目の席ぐらいまでが、大体1階分ぐらいのスペースかと思います。で、えーと議員の皆さん2列目以降、傍聴席の方までの部分が大体、中二階のスペースというぐらいの広さのスペースというふうにイメージをして頂ければというふうに思います。あのー、ま、広さの考え方、色々あるかと思いますが、あー私共と致しますと、一定程度の面積については、これからこういうふうに考えてもですね、あるというふうに、えー理解しているところでございます。

確かに、基本計画の段階 600m^2 ということから比べますと減少しておりますが、あーそれでもですね、十分なある程度の面積は一定程度の分は確保しながらですね、子育て世代に選ばれる施設になるよう、機能、内容を含めてですね、事業者側とは協議をして参りたいというふうに考えております。

それで、事業者につきましては、当然のことながら、利益を追求するのは、それはもう当然のこととございます。遊戯施設は、あのー議員もご指摘の通り、利益を生む施設ではございませんので、ま、そこら辺につきましては、収益性にも配慮した上で、様々なスペースを考えてのご提案になっているものと理解しております。

えー企画提案では、あー子供遊戯施設につきましては、コストと滞在満足度の両方の実現を図るという提案になってございます。決して面積だけを持ってそれが、その考え方が後退しているものではないというふうに私共としては理解しているところでございますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。それでは、ただいま課長の答弁を頂いて再々質問を致します。

確かに、えー町の要求水準書では面積については、全て適宜という形で表現しています。ま、それはある意味で業者に臨機応変にお任せしますと言う事だろうと思いますけど、面積だけを持って私は言っているわけではございません。

ただ、そのやっぱり当初は江差町の提案とあまりにもかけ離れた規模であります。今まで町長が言ってきたとは、マスコミ等を通じて、大型遊戯施設ということがある程度、子育て世代に浸透しております。全天候型で、今までと違った遊具が設備される、施設されるということで、相当な、そういう子育て世帯の親御さんの期待を持たれている訳です。面積が半分に減った。それだけではありません。だからどつかなんかやっぱり、そういう町の中では、ちょっと残念だなという声があるのも事実でございます。

今後、遊具を選定するにあたり、きちんと業者任せだけではなくて、町と協議をして、やっぱり集客の核となるような、そういうような遊具を私は見た中では、例えばネットを張り巡らして、それに小さい子供さんが自由に上り下りした、そういうような全身を使って活用できるような施設でありました。今までのやっぱり町内にあった遊具施設とは、また別でありますから、それらを是非ですね、これからもう面積要件は変えるわけにはいか

ないと思いますけれども、そういう遊具選定にあたっては、きちんと協議をする。

それと、ま、もうだいぶ古い話になりますけれども、う一町長の公約であります木質アスレチック施設を開設しますという、そういう公約もありますんで、それらを含めてですね、きちんと業者に伝えて、子供さん、親御さんが喜んで貰えるような施設にすべきというふうに考えますが、答弁をお願いします。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい、飯田委員からの再質問にご答弁させて頂きます。

えーと、ま、これからですね、え一大型遊具含めて、内容につきましては、あ一事業者の皆様と様々協議を重ねて参りたいというふうに考えております。

え一遊具の内容、機能性含めてですね、え一様々な部分で町側からも意見を出していくたいというふうに考えておりますし、え一そういった視点で子供、子育て世代に満足して頂けるような施設となるよう努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。えーそれでは3項目に入ります。

えー北海道指定文化財、横山家についてであります。えー横浜家につきましては、これまで再開、存続に向け、議論を重ねて参りました。町内民間団体によりまして、文化財としての保存活用に向け、活動も進められております。江差町としても、貴重な歴史文化遺産、そして観光資源でありますので、ただ傍観するのではなく、前向きに取り組むべきと期待をしているところであります。

1問目であります。この横山家の相続に向けまして、一定の方向が出されるとの情報もあります。恐らく情報は察知しているものと思われますので、文化財保護の観点から教育長の所見をお願いします。

えー2問目であります。えー現状を見ましてもですね、相当老朽化が進んで、一部崩落の危険性もありますので、この町民の安全と言う事を考えて、横山家に対しましては、事故防止対策を強く求めるべきと考えますが、見解をお伺い致します。

(教育長)

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

飯田議員からの3問目、横山家についてのご質問にお答え致します。

横山家につきましては、平成30年に当主でありました横山敬三氏が逝去されて以降、町では、相続人代表者の譲渡に係る協議を進めてきたところでございます。

令和4年8月の議会全員協議会でご説明しております通り、当町への一括無償譲渡についての合意を得ることが難しいと判断し、相続人ととの協議を一旦終結している状況にございます。

議員ご指摘の通り、現在、町内の民間団体であります一般社団法人江差歴史文化再生機構が横山家の保存活用に向け、相続人と面会するなど協議を進めていると伺っております。

議員ご質問の1点目、文化財保護の観点からの所見につきましては、横山家は、町の歴史を物語る貴重な文化財資源であり、保存、活用したいとの認識は、これまでと変わるものではございません。

次にご質問の2点目、老朽化に伴う事故防止対策を求めるべきとのことでございますが、これまでも、相続人代表の方に対して、建物の破損等を把握した際には、都度連絡をしている他、北海道文化財保護条例に基づく届け出や所有者の名義変更など必要な手続きについてご案内しているところでありますが、返答がない状況となってございます。

引き続き、北海道とも連携しながら、所有者に対して対応を求めて行きたいと考えているところでございます。

「飯田議員」

はい。終わりです。

(議長)

よろしいですか。はい。

以上で飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、大門議員の発言を許可致します。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

私からは、日明保育園、水堀保育園の統合後の施設利用について質問致します。

統合に伴いまして、日明保育園と水堀保育園の両園舎を今後、どのように利活用していくのか。まず、町としての基本的なお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

特に、空き施設の管理は、維持費や町の財、維持費は、町の財政にも直結、直結する重要な課題です。現時点でのどのような活用の予定があるのか、或いは今後、どのような方向性を考えているのか、明らかにして頂きたいと思います。

併せて、日明保育園が所在する尾山町についてですが、現在は、ぬくもり保養センターを集会場として併用していると伺っています。

しかしながら、利活用上では不便な点も多く、町内会としても長年の課題とされてきたと聞いております。こうした地域の実情を踏まえ、町として、日明保育園の施設を、町内会との意見交換を行いながら、地域の集会場として利活用するお考えがあるのか、こちらも伺いたいと思います。

更に両施設とも老朽化が進んでいることから、耐震性や安全性の観点から、利活用が難しいと判断される可能性もあると思います。その場合、どのように対応していくのか。解体や跡地の利用についてどのように検討を進めているのかについても併せてお聞かせ下さい。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

大門議員からの日明、水堀、両園保育園の統合後の施設利活用についてのご質問にお答えを致します。

両園の統合後の利活用につきましては、昨年、令和6年7月に開催致しました統合に向けた保護者や地域住民を対象とした説明会において、集会施設としての利活用又は解体などのご意見を頂いており、私の方からは、町内会、地域の皆さんのお話を聞きながら、時間をかけ利活用について検討して行きたいと説明をさせて頂いたところでございます。

両園につきましては、築45年以上経過し施設の老朽化が進んでいること、また日明保育園は土砂災害危険箇所、水堀保育園は洪水浸水想定区域に立地しております。

このため、施設の利活用につきましては、町として課題などを整理した上で、地域の皆

様に方向性をお示しさせて頂きたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

「大門議員」

分かりました。

(議長)

よろしいですか。はい。

以上で大門議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、塙本議員の質問を許可致します。

(議長)

塙本議員。

「塙本議員」

えー先ほど飯田議員よりヒグマ対策の部分での質問がありました。ま、一部重複する部分もあるかもしれません、私はヒグマの緊急猟銃に特化して改めて質問をさせて頂きます。

えー今年はこれまでにない、経験したことがないほどのヒグマの出没があり、江差町に北海道ヒグマ注意報が発出されております。

えー家庭菜園や農園のスイカ、トウモロコシの被害が多くなっております。ま、最近では町中でも出没が確認されております。

えーこの間、えー土日、昼夜なく、えー担当者の皆さんにおかれましては、ヒグマの危険防止対策に真摯的に取り組まれていること、加えて猟友会の皆さんも、それに対する支援、連携しながらのご苦労をされていることに対して、改めて敬意を表しさせて頂きます。

えー9月1日より改正、鳥獣保護法管理法が改正されました。これまでの緊急銃猟の使用は警察による猟銃使用の判断が必要でしたが、これからは、えー町の判断により使用が可能になりました。

えー早速、札幌市では、実施に際する判断基準等のマニュアルが作成されております。えーこの法改正を受けて、えー北海道猟友会では、えーそういう判断がされた中でも、ハンターの最終判断で発砲を中止出来るというふうに全道の支部に強い表現で通知されております。

また新函館支部では、緊急銃猟には応じない考えだということも一部、一方では報告されております。えー中々この緊急銃猟を実施する際は専門知識が当然必要ですし、体制がしっかりと整備されない中での実施っていうのは、中々困難というふうに考えております。

え一江差町においても市街地のヒグマの出没が相次いでいる中で、先ほど来、町長の答弁にもありましたが、町民の生命を守るために改めて猟友会との身分保障など早急な対応が必要と考えております。

江差町における改正鳥獣保護管理法に伴う対応について、どのように対応するのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塙本議員のヒグマ緊急銃猟についてのご質問にお答えを致します。

飯田議員のご質問でも答弁させて頂きましたが、9月1日からの改正鳥獣保護管理法の施行に伴い、各自治体において、緊急銃猟マニュアル等の整備が求められており、現在、町では、緊急銃猟マニュアルの作成、作成に向けて必要な情報の収集を進めているところでございます。

北海道が江差町一円を対象に、ヒグマ注意報を発出して以降、この間、江差町鳥獣被害対策実施隊員の皆様には献身的に活動して頂いておりましたが、同時に、ヒグマを捕獲駆除することの危険性と難しさを肌身を持って体感されていることと存じます。

緊急銃猟マニュアルの作成に当たりましては、こうした実際に現場で対応にあたっている実施隊員や江差警察署からの意見を反映させさせることが極めて重要で、となりますので、身分保障などの課題面も含め、関係者と十分協議しながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければなと思います。

(議長)

塙本議員。

「塙本議員」

え一、ま、早急に対応を考えているということですが、ま、一定程度、お一期間を限られた中での対応になりますが、早急に猟友会等の意見も汲み取りながら、町民の生命を守るため、加えて、猟友会の身分保障がしっかりとされるような、えーマニュアル、え一早急に作成しながら対応あたって頂ければと思います。以上で終わります。

(議長)

以上で塙本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、出崎議員の発言を許可致します。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

私からは、え一大洪水の災害対策についてお伺いします。

えー8月19日に大雨による厚沢部川氾濫の恐れから、え一町、北部地域の一部に避難指示が出されました。

また、町内には多数のがけ崩れや地滑りの恐れのある土砂災害警戒区域があります。近年、気候変動により降雨量が増大しています。今後もその傾向が続くものと思われます。これまで大丈夫であっても、安心できない状況にあると認識しております。その対策について伺います。

えー1つ目、北部地域の一部に対し、江差高校への避難指示が出されましたが、え一氾濫の恐れがある厚沢部川を横断しての避難所設定となりました。その判断の件について伺います。

2つ目、道指定の土砂災害警戒区域は、町として直接管理する場所ではない、ないが、え一町民の安全に直接関わってくる問題でもあります。え一国では、都道府県及び市町村に地域気候変動適応計画の策定を努力義務としております。

急傾斜地等の危険箇所について、振興局と連携して、安全度を高める取り組みを期待しますが如何でしょうか。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の大降雨時の災害対策についてのご質問にお答え致します。

気象の概況ですが、8月19日から21日にかけて、低気圧や前線が通過し、暖かく湿った空気が流入したため、大気の状態が非常に不安定となり、渡島、檜山地方では激しい雨や非常に激しい雨が断続的に降り、19日午前0時から21日午前3時までの降雨量の合計は85ミリとなりました。

厚沢部川の水位ですが、正午前後から急激に上がり始め、正午から1時間、1時に午後1時にかけて1時間でおよそ134センチ近く上昇し、午後3時には氾濫危険水位5.66mに達したことから、災害対策本部を設置し対応にあたりました。午後3時40分には氾濫危険水位6.44mに達し、午後3時50分に厚沢部川沿いの水堀町、越前町、中綱町、小黒部町の4区域、314世帯、514人に対し、避難指示を発令し、江差高校体育館、江差町文化会館を避難所として、特別養護老人ホームえさし荘を福祉避難所として開設したところでございます。

江差高校への避難指示の判断についてでございますが、当町の防災ハザードマップとともに、厚沢部川周辺において、洪水災害に対応できる施設であることを確認し、一定の防災備蓄品を備えており、円滑な避難所運営が出来ること、また多くの避難者を収容できることなどから、江差高校避難所として開設したものでございます。

厚沢部川を渡る橋梁につきましては、必要に応じて道路管理者と橋梁の安全性を確認した上で、避難誘導を図って参りたいと考えております。

避難方法や避難場所について様々な課題があることは認識しておりますが、今後も課題解決に向け改善を図って参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

2点目の土砂災害警戒区域につきましては、北海道が土砂、土砂、失礼しました。土砂災害警戒区域等の調査指定をするものでございますが、区域内に住む町民は、土砂災害発生時に生命や財産に危険が及ぶ可能性があることから、町と致しましても連携して取り組まなければならないものと考えております。

議員ご指摘の地域気候変動適応計画につきましては、近年の地球温暖化、その他の気候の変動の適用に関する計画となっており、市町村につきましては、策定が努力義務として位置づけられていることからその必要性について、今後、役場内で検討することとしております。

また、振興局と急傾斜地等の危険箇所について、連携して安全度を高める取り組みにつきましても、つきましては、これまで函館開発、失礼しました。函館建設管理部へ社会資本整備要望として、地滑り地区も含め、急傾斜地指定地区の早期整備について要望を行って来ており、今後につきましても、継続して要望を行って参ります。

加えて、地域からの側溝等の排水設備の詰まり解消の要望につきましても、函館建設管理部に連絡を行い適宜対応しております。

しかしながら、近年、異常気象に伴う豪雨災害などにより、各地で甚大な被害も発生していることから、災害を未然に防ぐ、或いは災害を最小限に食い止めるためには、関係機関や町内会等の住民組織と連携し、現地状況の把握や情報共有など、相互理解を図ることが重要であると考えております。

今後につきましても、これまで以上に連携強化を図りながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

はい、ありがとうございました。再質問をさせて頂きます。

あの一つ目の厚沢部川横断の件。これは、あの一確かに厚沢部川ですね、氾濫、ま、今回は、ま、道路管理者の方のね、ま、ある程度の見解も踏まえた上でと言う事であります、これから先、あの一橋を渡れないときの対策についてもですね、あの一協議していく必要があるかなと私自身も思っておりますので、今後とも、えーその場合の対策について協議を続けて参りたいと思います。

で、えー町内のあの、急傾斜地の場合なんですが、ま、これまで以上にですね、大雨が降っております。あの一斜面に作用する荷重がですね、大雨によって増加し、また、あの一方で、その防護施設が経年劣化や老朽化により、えー抵抗する構造物の強度が、ま、減少しているということがありますので、えーこれまで大丈夫であっても危険度は増加しているというふうに考えなければなりません。

あの一、ま、一応これまでですね、災害が起きてから、いや想定外の雨だったというような言い訳も結構僕ら技術者も含めましてですね、そういう傾向が強いんですが、もう大雨が強くなってるっていうのは現実でありますので、その点についてはもう、あの一事前に、もう想定出来ると言う事で考えて対処しなければいけない時代になって来ていると私は思っています。

町内には、回答にありましたように多数の土砂災害区域があり、ま、ほとんど、ほとんどというか道の管轄であります、えー町としてもですね、住民の安全のために、その上級官庁の方にですね、注意喚起をし、それから大雨に対する再検証を促して欲しいというふうに思っております。

ま、一方ですね、これまで、これだけたくさん箇所があるんで、その今の振興局とかそちらの方の対応、職員の対応にしてもですね、手が回らないというのが現実でしょう、でしようから、ま、それを地元の住民等がですね、発見するような、そんな体制作りがま、今後予防には大事だと思いますんで、先ほどの答弁もありましたけれども、えー、一層連携を務めて、その災害防止という観点から、えーしっかりと取り組んで頂きたいと思いますが、その点を再度お伺いしておきます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

えー出崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

え一大雨が降った場合の、えー救急、急傾斜地崩壊区域等のですね、危険性の検証につ

いて、ま、町から声を上げることも必要ではないかというようなご質問だと思います。

えー、ま、この急傾斜地については、北海道の所管と言う事もあるんですが、ま、町民の安全に直結するという課題も我々も認識しているところでございます。

えー町長答弁にもございましたが、今後、北海道の担当部署に対して、えー要望や意見交換を行う機会、こちらがございますので、そういう機会に、えーこの、お一検証の安全性対策について意見交換を行いながら、また必要に応じて要請などもして参りたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

「出崎議員」

はい。ありがとうございました。

(議長)

以上で出崎議員の一般質問を終わります。

11時5分まで休憩致します。

休憩 10:55

再開 11:05

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、ご質問させて頂きます。

江差高校と町の関係についてお伺い致します。

現在、江差町は、江差高校から各方面で協力を頂いているような状況と思われますが、江差高校は、人口減少や他高校へ流出により生徒数の減少が続いているような状況で、来年度からは、公立高校、私立高校の授業料無償化が行われます。

道教育委員会が道内中学生にアンケート調査を行い、結果が公表されました。私立高校へ進路の見直しが14.9%、私立高校への関心が増えています。江差高校から他高校や私立高校に行くことは、15歳から18歳までの人口減少に繋がり、江差町としてマイナ

スと思われます。

今後、江差町として、江差高校との関係をどのようにして15歳から18歳までの人口減少に歯止めをかけるのか、お伺い致します。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

えー増永議員からの1問目、江差高校と町の関係についてのご質問にお答え致します。

議員ご指摘の通り、江差町と江差高校は、現在、各種まちづくりやイベントなどで協力交流、連携しており、多くの生徒や教員に参加頂いている状況にございます。

江差町の人口の推移、特に15歳から18歳までの人口を見ますと、本年7月末現在、159人となっており、10年前の平成27年7月末現在の246人と比較すると87人、約35%減少しております。同様に、江差高校の生徒数は、10年間で179人減少している状況にございます。

また、江差町立中学校から江差高校への入学者については、平成28年度、45人でしたが、令和7年度は19人となっており、10年間で26人約58%が減少しております。

近年はスポーツを続けるために檜山菅外への進学が増えるなど、進学先も多岐に渡っている状況となっております。

江差町として、江差高校への進学率を高めることは、今後の間口維持のためにも必要と考えております。そのための、江差高校の魅力化事業の検討を進め、生徒の希望する進路が叶う高校とすべく、江差高校はもとより近隣町と連携して参りますので、ご理解をお願い致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい、えー是非ですね、その高校さんとのですね、連携をとって頂き、また、えー先だっての委員会の方でも江差高校さんとの、その懇談を開く予定だというお話を聞いております。

やはり情報を共有して頂いてですね、1人でも多く江差町に残るような対策をですね、え一町一丸となって、江差高校をバックアップして頂きたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひ致します。

次2問目いきます。え一令和7年4月、町広報に折り込みされた道の駅説明文書と財政についてお伺い致します。

本年4月、町広報に折り込みされた道の駅説明文書の3番目の財政対策についてお伺い致します。

え一町債の償還額と町の実質的な負担のところで、元金約7.5億円に対し、過疎債を利用することによって、7割の約5.3億円が普通交付税として国から財政措置され、3割の約2.5億円が実質的な江差町の負担とありますが、町民はこの3割の実質的負担、約2.5億円で道の駅ができると思っているようで、本当に3割の2.5億円で道の駅が出来るのかお伺い致します。

この表の下に13年間の償還額合計、約8.5億円とありますが、これはどのような金額なのか、お伺い致します。13年間の償還額、約8.5億円の平均年間償還額をお伺い致します。7割の約5.3億円が普通交付税で財政措置されて江差町に入ったとき、江差町は約5.3億円の交付税をどのような使われ方をするのかもお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の2問目、令和7年4月広報に折り込みされた、道の駅説明文書と財政についてのご質問にお答えを致します。え一答弁において、ご説明致します数字につきましては、4月広報に折り込み致しました資料の数値に関してのものでございます。これから具体的に事業を執行していく中で、数値については、変動していくものであることについてあらかじめご理解願いたいと思います。

1点目、過疎対策事業債を活用することにより、元利償還額8億4,145万円のうち、7割相当の5億8,901万円が普通交付税として国からの財政措置がなされ、残りの3割、2億5,244万円が町の自主的な負担としていることに関し、本当に3割の2億5,244万円で道の駅が出来るのかとのご質問でございます。

資料にも記載しております通り、資料作成に当たっては、事業費を提案上限額の21億6,790万円と設定しております。このうち2分の1は、国からの交付金で賄います。残りが町の負担となります。企業版ふるさと納税等により3億円を目標として財源確保を図り、残りの7億5,670万円については、町債、つまり、借り入れによる、より賄う計画としています。

この町債の7億5, 670万円につきましては、財政的に有利な過疎対策事業債の活用を想定しております。

過疎対策事業債につきましては、一般的に12年間で償還を致しますが、最初の3年間は元金の償還は据え置きとなり、利子分の償還のみとなります。従いまして、元金の償還は、4年目以降、9年間での償還となるのが一般的でございます。事業は2か年にまたがりますので、町債の借り入れも令和7年度分と令和8年度分に分けての借り入れとなります。

償還額につきましては、13年間で8億4, 145万円と推計し、普通交付税として措置される7割相当を差し引いた3割相当、2億5, 244万円を町の実質的な負担額としてお示しております。

あくまで試算に基づき、国からの交付金や普通交付税での財政措置、企業版ふるさと納税等による財源対策を除いた額を実質的な負担額として示したものでございますのでご理解願いたいと思います。

2点目、資料に記載の13年間の償還額合計8億4, 145万円がどのような金額なのかというご質問でございます。

先ほど申し上げました通り、過疎対策事業債は、一般的に元金償還の据置3年間を含む12年間で償還を致します。事業は令和7年度、令和8年度の2か年にまたがりますので、町債の借り入れも令和7年度分、令和8年度分の2か年で借り入れを行うこととなります。従いまして、トータルで13年間での償還と表現しております。

償還額の推計に当たりましては、今年の1月に中期財政運営方針の改定を行った際に作成し、参考値としてお示し致しました、北の江ノ島拠点施設整備事業に伴う令和9年度以後の実質公債費比率及び将来負担比率の推計値の資料に基づき、償還の条件はそのままに、事業費を提案上限額に修正の上、起債額の年度割などの見直しを行い推計した数値でございます。

3点目、13年間の償還額約8億5千万円の平均年間償還額は、とのご質問でございます。

単純に13年間で平均致しますと、年間6, 473万円程となります。先ほど申し上げました通り、過疎対策事業債の償還は、元金償還は3年間据え置きで、実質的には9年間で償還することとなります。最も、償還額が大きい年で年間9, 454万円程の償還額と推計しております。

最後に4点目、普通交付税で措置される元利償還金の7割相当、5億8, 901万円について、江差町に交付された場合に、どのような使われ方をするのかとのご質問でございます。

議員ご承知の通り、普通交付税は地方公共団体間の不均衡を調整し、全国どの地方公共団体においても標準的な行政サービスを提供出来るように、財源を保障するためのものでございます。

また、普通交付税の使途は、地方公共団体の自主的な判断に任されていて、その使い道に制限はありません。この点で使い道が制限されている国庫補助金等とは異なる性質を持

っています。

さて、申し上げましたように、この5億8,901万円は、13年間にわたって普通交付税で措置される額となります。

従いまして、その間、町では、これを町税や地方譲与税、各種交付金等とともに、一般財源として、医療、介護、子育て支援、教育、社会資本整備等の多様化する住民ニーズ、或いは行政課題に充てる他、新道の駅を含む公債費にも予算配分していくことになりますので、ご理解頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、2問目いきます。えーま、この表にもございますが、企業版ふるさと納税、目標3億とありますが、今現在、何%達成しているのかお伺い致します。

また、江差、あー町長もご存知の通り、町民は財政不安があり、道の駅事業に対して84%の町民が反対しております。令和7年3月議会においても、私の最後の質問に対して、町長は、皆さんから財政不安を取り除いてしっかり説明して参りたいと答弁されています。具体的に財政不安が無い事を町広報等で、町民を、町民へ説明しないのか、お伺い致します。

令和6年6月定例議会時にエコー建設に対して、過疎債を利用することによって、借金が7割減ったかのように聞こえるが、本当に3割の借金しかないのかと質問に対して町長は、借入金の返済に関わる元金と利子、利子の額の7割が普通交付税で措置されて、入金、借入金の額が7割、7割減る訳ではありませんと答弁。

ところが、令和6年12月17日、保健センターで、懇話会で、町長はこの過疎債について丁寧に町民に説明されております。ご、ご存じでしょうか。読み上げます。町長の答弁です。充当率100%、交付税算入率70%、簡単に言いますと、1億円をこの過疎債を活用すると、その1億円全てが対象となり、そのうち70%ですから7千万円、これが国からの交付税で江差町に財源として入ってくるお金です。そうしますと、借金を1億円しますけども、7千万円が国からお金が来るので、差し引き、3千万円の負担の借金だというところですっていうご説明をされておりました。

と言う事は、70%が国からの交付金で江差町に財源と入ってくるので、借金ではない。残りの30%だけが借金と言い切った答弁でした。町長の説明通り行うと、この交付金は一般会計に入るのではなく、減債基金等に積み立てですね、30%の償還を行い、起債残高が70%になった時、減債基金の取り崩しをして完納するような説明ですが、そのような形で行われるのですか。

それとも、昨年の12月に行われた懇話会の説明が間違ったのか、どちらなのかお伺い致します。

また、懇話会で町民から、道の駅の経済効果について質問され、町長は今の段階で数字を示せないが、業者選定の段階で、業者から提案を受けると、と答弁されました。

やる気があればコンサルを使いながら経済効果を出すことも出来ますが、それもせずに、業者任せのどんぶり勘定、いつになつたら業者からの経済効果を公表するのかお伺い致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

増永議員からの再質問にご答弁申し上げます。

えーと、企業版ふるさと納税の現在の状況でございますが、大変申し訳ございません。ただ今、手元に資料等は用意してございませんが、まだ目標に達している状況ではないということは、ご報告させて頂きたいと思います。今後も引き続きですね、各関係する企業等への働きかけを務めながら、あー目標達成に向けて取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

えーそれと、今後、この道の駅事業につきましては、あー町民の財政不安の払拭するために、町広報等で、えー周知等々をすべきではないかという御指摘でございますが、あーこの先ほど、増永議員のご質問にもあった広報により込み致しましたチラシも含めて、今後もですね、えー町民の皆様に必要な情報の提供は、広報等を通じながら行って参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

えーそれと交付税措置、充当率の関係で、えー、ま、色々、おー、ま、解釈の考え方があると思います。で、このちょ、実質的な町民負担という考え方でございます。えー町民が3割の2.5億円で道の駅が出来ると思っているけれども、実際そうなのかという趣旨で最初の質問ございました。確かに8.5億円の借金返済は致します。えー過疎対策事業債につきましては、返済額の7割が普通交付税で措置されるものでございますので、措置されるものを除いた、あ一部分を実質的な負担額としてお示しをしております。この措置額につきましては、起債を借り入れしなければ、措置されない額でございます。普通交付税としても入ってこない額でございます。

従いまして、えー事業実施に伴って措置される額、普通交付税として入ってくる額というふうに理解して頂いてよいものでございます。えー普通交付税は一般財源ではございますが、えー起債の償還額の一定割合が、普通交付税で措置されるという地方財政における地方交付税制度、或いは地方債制度についてご理解を頂ければというふうに思っております。

す。

えーその上で、えー町長の懇話会等での説明につきましては、こういった部分をですね、分かり易く説明したものというふうに理解しておりますので誤りがあるというふうには理解をしておりません。

で、えーと道の駅の経済効果に関してでございます。えー今、うーんと、うーんと、まちづくり懇話会等でもですね、事業者から色々とその資料提出だとか含めてお願ひしたいというお話をございました。

現在、道の駅事業者におきましてはですね、町内の、えーこれから道の駅事業を進めて行くに当たってですね、様々な形で、町内の団体企業含めて色々な連携をしながら、道の駅の事業を進めて行きたいと言う事で様々な検討している段階でございます。

その中でいろんな形で町内の部分での経済波及効果も変わってくると思います。色々そういう部分の整理がつきましたらですね、様々な角度から検証して、数字的なものについては弾いて行きたいというふうに考えておりますし、そのことは事業者側にも求めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

「増永議員」

議長、すみません。答弁なってないですけど。

(議長)

どの部分ですか。

「増永議員」

えー私はですね、昨年の町長が町民に対して懇話会で説明したときに、1億円を表現されて、7千万は国から措置されるので、借金ではないというような言い方してるんですよ。で、3割を借金だと言い方してるので、それは間違いないんですかって僕言ってるんです。

それとも、懇話会での説明が間違いなんですか、どちらなんですかって事を聞いてたのが、まずこの1点。

それとですね。ふるさとの何%かって聞いてるんだから、後でもいいからその何パーセンテージ教えて下さいよ。いいですよね。わかり、今、わからないからいいです。今日中に教えて下さい。

それと経済効果については、町長が町民の目の前ではっきり言ったんですよ。業者が決まつたら提案を受けて、やりますって言ってんだよ。それやればいいじゃないですか。答弁なってない。もう1回、答弁して下さい。

(議長)

えー最後の部分に関しては、えー課長の方から様々な角度で、あのー町民の団体等々これから、あのー話すのでっていうような、言う事で。

「増永議員」

それは、それはいいですか。今、課長が言った答弁と、あの懇話会でやったこと、違う、全く違うじゃないですか。懇話会の席で町長がはつきり言ったんですよ。町民の目の前で。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 11:26

再開 11:35

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

それでは、答弁の方からもう一度お願い致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

え一改めてご答弁をさせて頂きます。

え一、まず、企業版ふるさと納税の関係でございます。大変失礼致しました。え一と、現状とすると、お一企業版ふるさと納税として、北の江の島事業で受領している分で1,270万円ほどでございます。目標額3億とすると、約4%となっているところでございます。

え一次に、昨年のまちづくり懇話会での説明の関係でございます。

え一先ほども申し上げましたが、あ一、え一例えば1億借り入れた場合の財源的なもの、普通交付税的なものも含めて、町長の方は100%の充当率で、7割、交付税措置の算入があると言う事でご説明をしたと言う事でございます。

え一ちょっと詳細な音声データを今持ち合わせておりませんので、確認する、出来るわけではございませんが、あ一分かり易く町民説明するために、そのような表現をしたと言う事でご理解を頂ければというふうに思っております。

3点目につきましては、先ほど議長の方からもありました通り、答弁させて頂いてるとお、え一答弁させて頂いた通りでございますので、よろしくお願ひ致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ま、あのー、先ほどの、あれですね、30%が借金で、70%が借金でないっていう言い方、それを確認して下さい。町民はそれを真に受けてますよ。

いくら、町長がそういう言い方してるのかもしれないんですけども、文面上、表現上ではそういう表現です。私も、えっ、って思ったんです。それはないよなっていうふうに思いました。だから今、今回これで出させて頂いたんです。

それと、えーと、ま、いいです。

じゃあ次、3問目いきます。えー事業費、約21億円で業者が決まりましたが、道の駅事業は、これから事業費が増える要素ありますか。また増えるとしたら何億増えるんですか。それをお伺い致します。

それと、先ほどの説明で、年間ピーク時に9億4千万、あ、ごめんなさい。9,400万の支払いが発生すると、償還額について。この9,400万どのように捻出するんですか。住民サービスの減少ですか。それとも役場内の固定費の圧縮ですか、それとも毎年、交付金の増額に期待するんですか。具体的な説明をお願い致します。

また、江差町民は、先ほど来も申した通り、財政不安を感じて84%が反対しております。

また、裁判まで行われている中で、道の駅事業をこのまま進めるのか、お伺い致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

えー、今、あのーいくつか質問あったうちの、私の方からは、ピーク時の9,400万どのように捻出していくかというご質問について、財政の立場からお答えを致します。

ま、ご承知の通りの話なんですけれども、基本原則です。北の江の島拠点施設で活用する過疎債含めて、公債費、起債ですね。ま、過疎債で言えば、7割が交付税で措置されると。えーですので、えー公債費起債に関しては、そして、交付税のルール、これについて

は、財源調整、或いは財源保障と言った、この地方交付税制度の基本に則った中で、財政規律の維持、財政規律の維持、つまりこれは、1つ目、借りたものは必ず返す。2つ目、収支の均衡に努める。3つ目は、真に必要な公共サービスを実施する。こういった観点で、毎年度の予算措置、予算編成をすると言う事でございますので、全体の中で予算配分しながら必ず返していくと、こういうことでご理解頂ければと思います。よろしくお願ひします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

増永議員からの再質問の内、今後、事業費が増える要素があるのか、あるとすればいくらぐらい増えるのかというご質問。それと裁判が行われている中で、今後も実施、進めていくのかどうかという質問、この2点について私の方からお答えをさせて頂きます。

これから増える要素でございますが、現時点では私どもの方として、え一事業費が増えるという想定をしているものではございません。え一現時点では、特段そういった要素を持っていると言う事ではございませんのでご理解を頂ければと思います。

え一、あと裁判云々含めて、え一予定通り実施するかというご質問でございますが、江差町としては、予定通り実施して進めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

次、3問目、お願い致します。

「増永議員」

え一じやあ3問目いきます。

え一道の駅事業者選定委員会についてご質問致します。え一江差町の将来を左右する重大な道の駅事業の業者選定委員会の要綱を、何故議会に提出せずに選定委員会が行われたのかお伺い致します。

また、委員の人数が何故13名なのかもお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の3問目、道の駅事業者選定委員会についてのご質問にお答え致します。

道の駅の事業者選定に係る手続きに関しましては、これまでも段階に応じて適宜、議会全員協議会などの場を通じて報告、説明を行ってきたところでございます。

事業者選定委員会での審査に関しましては、6月12日に開催されました議会全員協議会におきまして、1点目として、6月13日に13名の委員から成る事業者選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーションを受け、審査基準に基づき審査を行う予定であること。

2点目として、6月23日に改めて事業者選定委員会を開催し、審査結果について整理の上、選定の可否の決定を行うとともに、提案に対する意見等の取りまとめを行う予定であること。

3点目として、町では、事業者選定委員会における審査結果を踏まえて、6月末までに優先交渉権者を決定し、公表する予定であるとの説明を行ったところでございます。

事業者選定委員会の設置要綱につきましては、事前に又は事後的に説明を要する内容とは考えておりませんので、議会への提出はしておりません。

2点目、委員の人数が何故13名なのかというご質問でございますが、13名という数字が先にあった訳ではなく、民間の委員の数を半数以上とすることも含め、委員構成のバランス等考慮しながら委員の選定を行った結果、13名となったものでございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、2問目いきます。

令和7年7月15日、情報公開条例で業者選定委員会の人数と名前を求めましたが、令和7年7月29日、公文書決定通知書で役場職員6名以外、学識経験者1名、地元関係者4名、経済、経営2名、合計7名の名前が黒塗りになっていました。理由は、江差町情報公開条例第7条第1項第6号、社会的な地位の保護、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるとの事ですが、選定委員会の委員の名前公表が、公共の安全、安

全等に関する情報には当たりません。

また、公費を使い、報酬や旅費等の支払いまで行われている中で、名前を公表しないのは、公表出来ない別な理由があるのかお伺い致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えーと、情報公開条例に基づく請求に係る、関しまして、黒塗りとなっていることについての御指摘でございますが、えーこれに関しましては、情報公開条例に基づく手続きによりまして、えーもし不服等がございましたら、不服の請求をして頂くと言う事で、この場では答弁は控えさせて頂ければというふうに思っております。

えーと、委員の名簿に関しましては、民間の委員の皆様に関しましては、それぞれ社会的なお立場がございます。特定されることによりまして、不利益を生じることが懸念されますので、非公表としておりますので、ご理解を頂ければと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれで、私はですね、不服がありまして、令和7年7月30日、審査請求致しました。結論はいつ出るんですか。お伺い致します。

「増永議員」

時間止めて下さい。時間もったいないです。

(議長)

増永議員、ちょっと待って下さい。

暫時休憩します。

休憩 11:45

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー只今のご質問にご答弁申し上げますが、あの一個別、具体なものについては、ここで答弁する内容ではございませんが、今の件につきましては、90日以内に委員会で結論を出すことになってございますので、ご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。ありがとうございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

それでは、4問目行きたいと思います。

えー国仕様の基幹業務サービスの標準化についてお伺い致します。

えー国が進める基幹業務システム仕様を統一する標準化移行作業期限は2025年度末ですが、本年5月末での完了率平均は66.2%、江差町では72.5%で、平均を若干上回る程度です。

しかし、2025年度末以降の完了に間に合わない道内市町村が26団体あり、江差、あー檜山管内では2町あります。江差町もこの中に入っていますが、なぜ間に合わなかつたのかお伺い致します。

また、移行作業期限が5年延長されましたが、何年に完成、完了するのかもお伺い致します。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の4問目、国仕様の基幹業務システムの標準化についてのご質問にお答え致します。

議員ご承知の通り、標準化とは、住民情報、税、福祉など基幹システムを全国共通の仕様や仕組みに統一化する取り組みでございます。

標準化に関する取り組みと致しましては、現在、江差町の基幹システムを提供している株式会社エイチ・アイ・ディに業務委託し、作業を進めているところでございますが、国から示される標準化システムの仕様が度重なる変更を受けている事や、システム開発元からのリリースが大幅に遅延していることに加え、令和6年度、令和7年度に実施された給付事業、更に今定例会において補正としてご提案させて頂いております、税制改正に伴うシステム改修など、想定外の業務が重なったことにより、委託事業者側から移行計画を見直したいとの申し出がありました。

この申し出を受け、江差町と致しましては、デジタル庁へ報告を行ったところでございます。

江差町を含む、当該委託事業者が受託している他の自治体におきましても、同様にスケジュール全体が約1年程度遅れて進行している状況にございます。

江差町における移行完了の時期につきましては、令和8年10月中旬を予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー2問目行きます。えー全国町村会ではですね、今回の標準化による運営経費の調査を行いました。平均で約2倍強が増えると公表していますが、中には5割、6割、あ、ごめんなさい、5倍6倍に膨らむケースもあると言っております。

江差町は、運営経費の増加をどの程度考えているのかお伺い致します。

「総務課参事」

はい、総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

増永議員の再質問についてお答えさせて頂きます。

えーと今のところ、えーと、そのような大きい、くの増額は予定はしておりませんが、えーと社会情勢により単価の増加などに伴い、えーと、1. 1倍くらいの増加を見込んでおりますが、大幅な増額の予定はございません。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーということは、現状維持では済まないってことですよね。やはり、あーの一費用は増えるという考え方でいいですね。そうですね。

そしたらですね、今後ですね、江差町における固定経費って言うのは、これに、あの一今回のこの標準化に関わらず、いろんな部分で経費が増加が見込まれる訳ですね。

そして、令和7年、令和8年、財政調整基金、2年間で6億円も使う予定です。

また、道の駅のふるさと納税3億円。これも今先ほど説明あった通り、4%ですよ。4%しかなく、残りが96%が穴埋めになる予定です。今の現時点ですからね。そう言った中で、リサイクル施設の整備、焼却炉施設の建て替え、開陽丸の修繕等で財政の圧迫が予想されます。これらの建て替えや大修繕は、長寿命化計画を無視した結果によるもので、将来このようなことが起きないように計画通りに修繕費を毎年度3. 3億円の予算を組んで頂きたい。

(議長)

増永議員、これ通告の範囲でないと思われる質問なんですかども。

「増永議員」

関係あります。

(議長)

関係ありますか。

「増永議員」

あります。経費の今、話してます。

(議長)

今、経費の話じゃないんじゃないですか。

「増永議員」

経費の話したじゃないですか。

(議長)

質問は、標準化になってますよ。

「増永議員」

標準化に伴って

(議長)

システムの標準化になってますけど。

「増永議員」

標準化に伴って経費が嵩むって事を今、言ってるんですよ。

(議長)

増永議員、システムの標準化になってますよ。

「増永議員」

はい。システムの標準化に伴って経費が嵩むって話、してるじゃないですか。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 11 : 52

再開 11 : 53

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

「増永議員」

じゃあ、今の質問も駄目なんですか。

(議長)

関連ある質問であれば。

「増永議員」

関連はありますよ。

(議長)

だから、今の財政問題は駄目です。

「増永議員」

じゃあいいです。じゃあ終わります。

(議長)

以上で増永議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩致します。

休憩 11:54

再開 13:00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

一般質問を続けます。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

それでは、一般質問を行いたいと思います。私、今回、大きく2つ、高齢者施策についてとヒグマ対策についてお尋ねしたいと思います。

最初に、高齢者施策についてでありますが、3点あります。

1つ目は、次期の第10期介護保険事業計画策定についてであります。えーご案内の通り、介護保険事業計画、これは国の制度で3年に一度作られております。えーちょうど3年に一度、今年、来年にかけて計画を作つて再来年実施される。えー今年これから、そして国の方で言いますと、その介護保険事業計画、えー法律でも一定程度改正するという部分が毎回あるんですが、今回はかなり大きい制度改革、それが今年、暮れから、えー出て、そして、来年の多分、通常国会に出て決まると、まあそういう流れで出ている本当に大事な状況になっております。その上で、えー江差町として、まずはこの介護保険事業計画の策定について問うものでございます。

現在、えー次期の計画策定委員会の、えー委員に、私は、今、各界、各層のメンバーも入っております。えーその中にやはり、現場の声、介護職場の関係者、介護、家族介護の経験者、ま、そういう方々、その地域の方々なども増やして、介護保険事業計画の中に多面的な意見が出る、そういう委員会にすることを私は必要と思います。

そして2つ目に、この策定委員会、えー先ほど言いました、もう国も一定程度の動き、次期の事業計画に向けての考え方も出されております。ま、そう言う事も踏まえて早期に開催して、えーまた改めて現在、進んでおるのが第9期でございますが、この9期の計画の進捗状況、えーその点検とか評価、そして、次期の10期計画策定のためのアンケート、これももう既に進められておりますが、その項目について、えーこの策定委員会の中で協議すること、私はそれが必要と考えますが如何でしょうか。

えー次に、この介護保険事業、まあ多岐に渡りますが、私は2点について、少し具体的について、今の取り組み、当然その上で、ま、これからということにも繋がりますが、認知症と難聴対策について問うものであります。

まず、最初に認知症のことなんですが、えーこれは何回か私、一般質問や決算等でも取り上げております。で、改めて、えーお聞きしますけれども、この認知症、本当に早期に気づくことがもう大事と、もうずっと言われておりますが、なかなか病院には行くということには、もうならないかもしれません。それを、町の、ま、高齢者の部分で担うのが、包括支援センター、高齢あんしん課、ま、ここの事業になる訳ですが、えー毎年、事業計画書というものを作っております。その事業計画書の中に、この認知症に関して、認知症機能チェックの実施というのがありました。えーまあどういう方法でやるのか基本的には介護保険のそういう事業を国の方で地域支援事業と言う事で、お金の組み方も含めて行われておりますが、そういう方法。

また、ま、高齢者の65歳以上の特定健診というのも、ま、方法論としてはあります。その特定健診の中に入れ込むと、セットで行うと、ま、そういうやり方もあるのかなと思いますが、いずれにしても、私は具体的な認知症の機能チェック早期に実施しようというふうに考えております。この点についてもお聞きしたいと思います。

3つ目で、実はこの難聴対策も何回か取り上げております。えー難聴対策、これは認知症対策に繋がる問題でもあります。これも先ほど言いましたが、町の包括支援センターの事業計画の中に、耳の聞こえ相談会というものがありました。私の周りにも本当に難聴の方、地域でも、また私に関わるNPOやっているんですけども、本当にいらっしゃい

ますが、かなり難聴が進んでから対処する。そういう方がもう大半ではないでしょうか。これも早期に発見することが、もう大事であります。私は、先ほどの町の事業計画にあります、こういう取り組み、今どのような取り組みで進められているのかも含めて、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の1問目、高齢者施策についてのご質問にお答え致します。

初めに1点目の次期の第10期介護保険事業計画の策定についてでございますが、時系列上、①②を入れ替えて答弁させて頂きますことをご理解願います。

策定委員会の早期の開催と、アンケート内容についてのご質問でございますが、現在、進めております第9期介護保険事業計画に対する評価は、地域支援事業の実績をもとに、地域包括支援センター運営協議会の委員が定期的に行っており、議員ご指摘の町独自設問について既に議論をし、今年度10月から始まるアンケート調査に盛り込んでおります。

また、策定委員会は、令和8年度の早い時期に開催したいと考えております。

次に、策定委員会委員の人選に関するご質問でございます。PDCAサイクルを果たす役割として、介護職場の関係者も含む地域包括支援センター運営協議会の委員が評価を行っておりますが、議員ご指摘の通り、在宅介護経験の方にも入って頂きたいと考えております。

2問目の認知症対策についてでございます。介護保険任意事業施策として、本年6月5日にエーザイ株式会社と認知症機能チェックツールの契約締結をし、8月から認知症カフェの参加者に対して、アプリを活用したチェックツールの運用を始めております。

3問目の難聴対策についてでございます。取り組みにつきましては、6月にコミュニティプラザ江差内の江差ベースプラスワンを会場に、個別相談を2回実施しており、5名の方が相談に来所されております。

今後も、補聴器専門店や庁内医療機関の言語聴覚士の方にもご協力を頂き、10月と来年2月に開催する予定としておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えー再質問させて頂きたいと思います。

えーと最初に事業計画の関係になりますが、えーと、只今の町長の答弁を聞かして頂きました。えー包括支援センターの運営協議会、それと事業計画の策定委員会という話が出ておりました。今の町長の答弁は、えー、ま、私の解釈で、地域包括支援センターの運営協議会これは高齢あんしん課の中で、ま、こう、やってることになりますが、その委員も、それから事業計画の策定委員会の委員も同じようなメンバーだから、ま、計画策定委員会でやってるのではなくて、地域包括支援センターの運営協議会でやっているんだという答弁というふうに私としては聞きました。ま、そういうことでいいのかちょっと確認させて下さい。

それで、その前提なんですけれども、もしそうだとして、町長の答弁のおっしゃった通り、地域包括支援センターの運営協議会と計画策定委員会でもこれは実はね、別立てなんですよね。包括支援センターの運営しますよと言う事と、介護保険事業計画を作りますよということは、制度の組み立てとすれば、もう別立てで動いてるものなんです。ですから、私そこは整理する必要があると私は思うんですよ。

えーただですね、私もちょっと事前に少し調べてきましたが、先ほど町長から答弁あった江差町地域包括支援センター運営協議会の設置規則というのがあるんですけども、それは、実質的には介護保険の事業計画の内容を論議するものにはなっているんです。

えーそして、えー私、それを見てですね。あのー、ちょっと面倒くさいことをやるよりは、厚生労働省でも実はですね、あのー計画策定委員会するのであれば、作る場合は事務を効率的に処理するために、既存の審議会等を活用しても差し支えないそういうふうになっております。なので、私はさつき整理って言いました。あのー別立てでなっている以上はきちんと整理して、地域包括支援センター運営協議会規則、設置規則をね、改正して、介護保険の事業計画策定もこの包括支援センター運営協議会で担うんだと、明確にするんだと、そういうふうにしなければ私ちょっとね、制度的につじつまが合わなくなるので、私も是非すべきだと思うのと、併せて先ほど言った委員を補充していくこういうふうに整理する必要があると思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

それで、ちょっと個別の問題なんですが、先ほどちょっと聞いて、なるほどなと思いました。ちょっと私きちっとおさえておりませんでした。

まず、認知症のことなんですけれども、認知症機能チェック、8月から始めているということでした。それで改めて再質問でお聞きしますが、今後どのように広めて行こうとしているんでしょうか。

私、色々気になることがあるんですが、ま、気になることの一番最初で言うと、認知症カフェ、今は確かオレンジカフェと認知症っていう名前使わない。オレンジカフェで、確か江差の事業計画書にもなってたんでそういうことになると思うんですけども、そのオレンジカフェのことも先ほどちょっと出ておりましたけれども、えーこの認知症機能チェック8月からやっているという点で、本当にいろんな機会を見つけてこれをやって欲しい

と思うんですが、ちょっとその点をお聞きしたいなと思います。

それで、今、オレンジカフェの事が出来ましたので、ちょっと改めて私このことについてお聞きしたいと思うんですが、現在、ま、認知症のチェックの事業はともかく、これまでも、オレンジカフェ、え一今までの認知症カフェということをやっておりました。毎月水堀コミュニティセンターと新しく出来た新地のエコー、月に1回、ですから月2回、このオレンジカフェということをやって、私も、あの実績報告とか見させて頂きましたが、本当に様々な職種、それから色々な団体の協力を得て取り組まれております。で、私、その参加者の人数とか見てですね、それから実際の地域の実態から見て、もっともっと潜在的に参加者、希望者がいるんじゃないのかなと。若しくは現場の長としても、高齢あんしん課としても、もっと来て貰いたい人、その家族にも来て貰いたいとか、そういう方がいらっしゃると思うんです。

私この事業見ましたらね、もうちょっとと言葉悪いんですが、やります。だから会場に来るのを待っている。そんな感じなんでしょうかね。私やはり、例えば町の方でそういう方々、認知症カフェ、オレンジカフェに来て貰いたい人も、役場で送迎するとそういう取り組みが、私、必要だと思うんですよ。今、町の事業を見ましたら、あの介護予防で取り組まれております、生き生き健康教室というのがあるんですが、これは確か、行きも帰りも送迎、ま、近くの人は歩いて行くという部分がありますが、遠い人は町で、ま、委託でしようけれども、送迎しています。

え一私は先ほど言いました、認知症、オレンジカフェ、え一機能チェックもしするとしても、本当に多くの人に来て貰うためには、来て貰う段取りも含めて、やっていく、ま、そういうことが必要ではないのかなと思います。この点についてお聞きしたいと思います。

最後になりますが、ちょっと難聴問題、私、これ、先ほども言いましたけれども、え一もうこれはもう5年も10年も、もっと前からこの問題を取り上げて、なかなか町の取り組みが進まない。それ今日改めて一般質問で取り上げたんですけども、ちょっと恐縮ですけれど、今、全国的なレベルでどうなっているのか、この難聴ということを、その国立長寿医療研究センターというところが最新の調査でちょっと改めて、あの若干紹介させてもらいますが、難聴の有病率、75歳から79歳の男性で71%、女性で67%いるって言うんですよ。それから80歳以上の男性では84%、女性で73%と言われていますが、しかし一方で、え一日本補聴器工業会というところの調査で、その難聴だと自覚している人が実は少なくて、75歳以上で34%、3分の1しか自分では自覚していない。有病率が7割に対して自覚ある人が3割、これだけの乖離があるんですよ。なので、結局、難聴が進んで行く悪化する。他の病気も認知症も含めてケアする。そういうことが今本当に重要視されています。私、是非、江差町でも、この難聴対策、早期に発見し、その治療に続けて行くと、そういう取り組みを抜本的に強める必要があると思うんです。

そこで質問です。え一先ほど、これも6月に実施してという答弁がありました。私も大変申し訳ありません、知りませんでした。そして、10月と2月にも予定ということあります。私、是非これをきめ細かく周知する、知らせる。案内が私は必要ではないかと思

います。

改めてこの点をちょっとお聞きしたいことと、で、再質問の2つ目に、実は認知症の問題と同じような形で、実はこの難聴の問題についても、早期に発見するような手助けとなる簡単なツールといいますか、機械とかアプリ、そういうのも今開発されて、色んな全国で取り組みが進められております。

私、是非、地域のいろんな集まりの中で、それを作つ使って、その聞こえのチェック、あれ、ちょっと調子悪いのかな、本当に簡易的な検査でこれをちょっと心配だなっていう人は専門医の方に繋げていく、そういう取り組みを是非、私、この高齢あんしん課といいますか、包括支援センターといいますか、その中で取り組みをする必要があるのではないかと思います。以上についてお答えを願いたいと思います。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員のご質問にお答え致します。

えー地域包括支援センター運営協議会と介護保険事業計画策定委員会についてのご質問でございました。

1つ目の策定委員のメンバーについてでございますが、えー第9期介護保険事業計画策定の時期から、より実践に即した事業評価が計画策定に反映されるよう、地域包括支援センター運営協議会と介護保険事業計画策定委員のメンバーは、同じメンバーで構成されております。えー計画策定に行われる年は、2つの会議体は高齢あんしん課所管のため、同日開催とし、前半に地域包括支援センター運営協議会、後半に介護保険事業計画策定委員会を行っている経過がございます。

えー2つ目の地域包括支援センター運営協議会の規則についてでございますが、えー計画策定委員会開催の際には、初めに2つの会議体を委員の皆様には担つて頂くことをお伝えし、策定のみに関わるのではなく、継続的に事業評価を行つて頂きながら、次期介護保険事業計画策定に繋、繋げているところでございます。

議員ご指摘の通り、地域包括支援センター運営協議会がP D C Aサイクルを行つてることを明文化することが可能だと考えますので、あり方について見直し、前向きに検討して参りたいと考えております。

また、委員補充につきましては、2つの会議体の規則、要綱を確認した上で、在宅介護者の方など補充することも考えて参りたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

えー2点目のオレンジカフェについてのご質問ですが、1つ目の認知症の早期発見への

取り組みについてのご質問でございます。

現在、認知症機能チェックツール、のうKNOWは、えー新地オレンジカフェにて7名の方に体験して頂いております。今年度、50の方に体験して頂けるよう契約をしておりますが、今後は9月、9月の26日に開催致します、認知症映画上映会において体験ブースを設けて実施していく予定となっております。高齢の方1人の体験で15分ほどの時間を頂くこととなるため、全ての方への提供は難しいですが、残りの体験数は、オレンジカフェに限らず、高齢の方が集まる様々な機会で活用し、認知症の前段階に気づいて、気がついて頂けるよう取り組んで参りたいと考えております。

2つ目の、2点目の2つ目、潜在的に参加して頂きたい方への手立てとしての質問でございますが、えー二会場で開催しておりますオレンジカフェでございますが、日々の相談対応中、お越し頂きたい方も中にはいらっしゃいます。

しかしながら、集団の中に入ることが苦手な方もおられるのも現状でございます。個々の思いに配慮しながら、認知症サポート医と連携して関わって参りたいと考えております。

また、認知症という括りで線引きせず、関心のある方、予防したい方など、様々な方が関わる場であることが集まりやすいものとなると考えております。

えー会場への送迎につきましては、議員おっしゃる通り、参加するための移動手段や参加のし易さの面では考えていくべきものと認識しております。えー今後、実態も含め検討して参りたいと思いますので、ご理解のほどお願い致します。

3点目の難聴に関する質問でございます。

1つ目の周知案内についてでございますが、当町で6月から実施しております、耳の聞こえ相談会でございますが、1人1人個別に行う事業となっております。内容は資料を使用し、聞こえのメカニズムや難聴の種類を紹介し、その後、簡易の聴力チェックを行います。

最後に、聴力トレーニング方法について説明し、1名に対して30分程度の時間を設けて実施しております。相談会は予約制で、お申し込み頂いた方は、の対応は全て行っております。

しかしながら、相談会自体の認知度が低く、議員ご指摘の通り、きめ細かな周知、案内が必要と感じているところでございます。まずは、相談会の実施があることを知って頂くために、しっかり周知して参りたいと考えております。

2つ目の聞こえのチェックができる機器やアプリの活用と専門への受診を勧めるなどの取り組みにつきましては、まず聞こえのチェックの手法でございますが、議員おっしゃる通り、様々な機器やアプリもございます。

しかしながら、その精度や効果については検証出来ておらず、現在、推奨しておりますのは、聴力自己チェックシートの活用と言葉の5音標を用いた聞こえのトレーニングとなる聞き活を行っております。

地域の老人クラブなどの集まりで、個別の相談ができるることを知って頂く活動と個別相談から、必要性が高い方は早めに専門医の受診に繋がるよう取り組んで参りたいと考えて

おりますので、ご理解のほどお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーと、わかりました。いずれにしても、え一次期の介護保険事業計画にしっかりと地域の皆さんと論議して計画に入れ込むという部分と、場合によっては、今からでも事業展開をより積極的に広めると、ま、2つの方向があると思います。今のご答弁頂きまして、是非その方向で頑張って頂きたいと思います。1問目は以上と致します。

で、次、2問目に、移ります。えー2つ目は、今日も一般質問で種々ありましたが、私も併せてヒグマ対策についてお聞きしたいと思います。

この点について2つあります。

1つは、えークルミなど、実のなる木の対策を求めるものであります。私も地域の、ま、自治会、町内会をやっているということも含めて、また、南ヶ丘にも、えー他の地域よりも早くスイカなどの、ま、食害があったということも含めまして、町とも色々話し合いもさせて頂きました。

いずれにしても、私、町職員の皆さん見て、特に8月10日のヒグマ注意報発令されて、発令されてからの本当に皆さんのご奮闘については、敬意を表したいと思っております。ま、その上で質問させて頂きますが。

私、とにもかくにもヒグマの出没防止対策、これは、やはり、もう第1に、誘因物の除去、管理、それが重要なんだなと、改めて、えーこの間の、えー町職員、町との対応、また、地域での対応についても思っているところであります。

それで、これからは秋になります。これも先ほど来出ておりますけれども、クルミ、ドングリ、クリなどそういう実を狙ってやって来ます。この間、えー、ま、去年はそうでもなかったんですが、一昨年なども含めて、民家の近くの裏山といいますか、こういうところに出没している市街地、ま、あります。

で、また、今年の秋もクルミだとかドングリだとか、そういう部分があるとすると、更にまた、今年も来るのかなと。そういうことで対策が私は必要ではないのかなと思っております。

先だって、町内会長との対策会議、町長の説明も含めて、色々お話もありました。あのときにも豊川町の会長でしたか、の方からも出されておりましたっけ。

そして専決処分でも、色々除伐等の委託費等も出ております。改めて、この実のなる木の対策、どのようにされて行くのかお聞きしたいと思います。

この点で最後ですが、2つ目、えー職員をハラスメントから守る対策、このことについ

てちょっとお聞きしたいと思います。

え一端的にお聞きしますが、長い苦情電話だとか、この実態、この間もちょっとやり取りありましたが、改めて私、この電話窓口、ここでの職員に必要な嫌がらせ、暴言、長時間の拘束、ま、そういうのは、今、カスタマーハラスメント、ま、ある意味、お客さんですね。カスタマーそのハラスメント。え一略してカスハラと言われておりますが、この対策、これはもちろん、クマ問題だけには限りませんけれども、私、これ本当に必要だと思うんですが、対策、今回あるとすれば、どのような対処だったのか、この点について、え一最後にお聞きしたいと思います。以上であります。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの2問目、ヒグマ対策について2点についてのご質問にお答え致します。

まず、ヒグマ対策として、クルミなど実のなる木の対策についてのご質問にお答え致します。

小野寺議員からは昨年の第2回定例会でも同様のご質問を頂いているところでございます。小野寺議員ご指摘の通り、これから秋にかけて、ヒグマが冬眠前の栄養補給のためにクルミやドングリなどを食べ、食べに度々人里近くまで出没してくるケースが増えてきております。昨年もこの時期に、緑が丘地区と円山地区に植生しているクルミを食べにヒグマが出没したことから、民地所有者の承諾を得ながら作業は冬期間に入つてからになりましたが、当該地区の誘引樹木であるクルミやミズナラの木を伐採、枝切りなどの防除対策を実施したところでございます。

先般開催した町内会連合会において、連合会との意見交換において、ヒグマ被害対策に関する協議をさせて頂いた際にも、豊川町内会からクルミの木の伐採についてのご要望を頂いたところでございます。

議員ご指摘の通り、町内の多くの区域で、クルミやミズナラの木が植生し、特に豊川町や東山、円山、緑丘から南ヶ丘にかけての一帯にクルミの木が繁茂している状況にあることは町としても把握しております。

現在、当該地区以外も含め、ヒグマを誘引する樹木の植生状況や土地所有者の調査を進めているところであり、今後、土地所有者とも対応について相談の上、伐採等の協力をお願いしながら、地形的に伐採・枝切りが可能な場所に限定されることになりますが、可能な限り適切な対応を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

小野田議員のヒグマ対策についての2点目、職員をハラスメントから守る対策についてのご質問でございます。

カスタマー、カスタマーハラスメントにつきましては、職員の精神的、身体的な苦痛は

もとより、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招き、ひいては町民サービスの停滞に繋がるなど重大な問題であると認識しているところでございます。

町では昨年の10月から、カスタマーハラスメントの詳細な実態把握を行うため、各課において記録を取るとともに、毎月、総務課へその記録を報告することとしております。

今回のヒグマ対策に当たってのカスタマーハラスメントにつきましては、現段階において集約は出来ておりませんが、長時間にわたる電話や長時間の拘束、あるいは暴言など複数課において、複数の課において散見されましたことは確認しているところでございます。

また、8月29日のヒグマ捕獲駆除後に寄せられた電話による問い合わせや苦情につきましては、総数で25件でございまして、そのうち一般の方で町外からの苦情が2件、残りにつきましては、テレビ局や新聞社などの報道機関からのものとなっております。

ハラスメント対策につきましては、現在、国において労働施設総合推進法の一部改正により、対策の強化が図られることとなり、事業主が講すべき具体的な措置内容につきましても、今後、国から指針が示される予定となっているところでございます。

今後におきましても、記録による実態把握の継続と町広報紙などによる注意啓発を行うとともに、国から示される指針をもとに町として具体的な対応策の検討をして参りたいと考えております。

また、カスタマーハラスメントに関する職員研修を今年度実施する予定としておりますので重ねてご理解願います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

今の点、2つですが、それぞれ再質問させて貰いたいと思います。

あの一本本当に実のなる木、もう町長おっしゃる通り、いっぱいですね。本当にいっぱいです。ですから、その誘因する樹木だからといって、全てを除去するということには到底ならないと私も思います。

ただ、先ほども町長答弁ありました、この数年、クマが出没している。その、もしかしたら、もう侵入路になってるかもしないっていう、そういうところも含めて、是非、先ほど町長おっしゃった対策、えー積極的にお願いしたいなと思います。

それで私ちょっと、クマの誘因の問題、えー実のなる木、もちろんそれはそれでクマを、ま、誘因するんでしょうけども、ちょっと担当者になるかと思うんですが、この間、誘因物で言うとスイカ、メロン、これはもう本当に町も積極的に、えー具体的な対処、それから放送も含めてやられております。

まあもうないんでしょうかね。まだ、まだあるんでしょうかね。その町の中での出没、まだ町民の中では心配な声があります。先ほど、その山に近い住宅だけではなく、街の中でもやはり、まだ心配の声があります。

えー今後の問題点も含めて、現状、その誘因物対策といいますか、どのように捉えていらっしゃるのか、ちょっと答えて頂ければなというのが1点。

2点目がハラスマントですが、それで、今の答弁で、ご答弁で長時間の拘束、暴言があったというふうに町長の答弁でおっしゃいました。ちょっと私、聞き漏らしたかもしれません、私の質問では、その、もあるとすれば、その対処どうだったのかって聞いたはずなんんですけど、ま、あの一再質問でちょっとお聞きしたいと思います。どのような対象だったのか。お聞きしたい。

併せてちょっとお聞きしますが、答弁の中で、えー昨年10月からカスハラの実態調査を行って云々って確か答弁であったかと思いますが、まあ概略ちょっと報告願えればお願いしたいなと思います。以上です。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー小野寺議員から、えーヒグマを誘因する樹木への対応と、えーあと、町の中に出没する、いわゆる誘因物対策の問題点をどう捉えていくかという再質問だと思いますが、お答えさせて頂きたいと思います。

先ほど、あの町長からも、あのーご答弁させて頂きました通り、えー町内の多くの区域でクルミや、えーミズナラの木が、えー植生していることを我々も認識しているところでございます。

基本的には、えー土地所有者において、植生する樹木の適正な管理をして頂くことになりますが、えー山際に隣接する住宅街で、えーヒグマが人の生活圏に、えー侵入する恐れが高く、えー防除対策として対応が急がれる場所につきましては、土地所有者等とも、えー協議しながら、えー土地所有者、えー若しくは場合によっては、町の方で対応を進めて行く事になります。

えーただですね、一方で、えー今回ですね、北海道の、あのー専門人材派遣制度を活用して、えー派遣、専門家の派遣をして頂いたんですが、その方に、まあ豊川町ですか、あと円山、緑丘の実際の現場もですね、えー確認して頂きながら、アドバイスを貰ったところですね、ま、視点を変え、ま、必要に応じて樹木の伐採とか枝切りも必要になるんですが、視点を変えて考えるとですね、そう言ったクルミ等が生えて食べてるうちは基本的には人の生活圏に侵入して来る可能性は低いと言う事も考えられるという。

あの一専門家の方が曰く、ヒグマが、えー市街地に侵入している一番の要因は、人が出している生ゴミですとか、コンポスト、或いは家庭菜園といった、通常、山に植生しているクルミやドングリなどより魅力的な匂いを放つものの存在が、えーヒグマが山際を超えて市街地に侵入する一番の要因となっているということでございました。

えーそのことを我々人間側もしっかりと認識し、対応することが最も重要で、効果の高い、えー対策であるということでございますんで、まずはですね、改めて町民の方々に向けて生ゴミやコンポストの、えーなどの家庭菜園などの適正な管理徹底に関する注意喚起を、えー促すとともに、えー緩衝地帯確保のための草刈りや支障樹木の伐採、枝切りなど、えーヒグマ対策の未然防止に向け、行政と地域住民が一体となる、えー取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

はい。私の方からハラスメントに関してのご質問2点についてご答弁申し上げます。

えーまず1点目の対処でございますけれども、大変失礼致しました。答弁漏れがございました。えー対処についてはですね、基本的に電話については、あー担当課に回す訳にはいかなかつたもんですから、総務課の方で対応をさせて頂いたところでございます。

それから来庁された、あ一方で、まあ、そういうような苦情、暴言があったものについてはですね、基本的に所管課で対応していたところでございますけれども、あまりにも、まあ酷いものについては、我々総務課も、ですね、一緒に介入しながら、対応をして来たところでございます。

それから2点目の、おー庁内での実態でございますけれども、ま、先ほどの答弁、町長答弁にもございました通り、昨年の10月から実態の把握のために各課において記録をとることとしてございまして、えーその結果についてはですね、えー毎月、総務の方へ報告することにしてございます。

昨年度の集約の結果、まあ10月から3月までの集約の結果でございますが、内容と致しまして、5つの課におきまして、総件数が33件のカスタマーハラスメント行為があつたとの報告がございます。

えーその内容につきましては、同じように長時間の拘束、或いは何度も同じことを繰り返す、大声で威圧するなどの行為が上位を占めたところでございます。

こうしたハラスメントの実態につきましては、8月号のですね、町広報で周知したところでございまして、えー今後におきましても、あのー各課の実態把握を継続するとともに、えー町民の皆様への周知につきましても、今後、継続して参りたいと考えてございま

すので、ご理解願えればと思います。以上です。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可致します。

「小梅議員」

はい。議長。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

えーと、私は、1問目、学校関係、不登校及び義務教育学校についての2点を質問致します。

不登校急増、中・小校生の自殺者最多など、夏休み明けの重苦しい報道に心を痛めております。

不登校には色々な背景、複雑な事情があり、解決には時間を要すると分かってます。それでも学校は必ず行くべき場所と私達は認識していたのですが、今や不登校は、休養が必要な状態と位置付けられ、学校復帰が目標でないと容認されているようです。

学びの多様化を学校外のフリースクールや教育支援センター、又はオンラインなどでも繋がりなどの利活用を進めているようですが、実態はどうなのでしょうか。地方の小さな町村では、そんな受け皿の整備も充実されてない中、江差町での不登校の実態はどうなのでしょうか。また、事例があれば対応策をお聞かせ下さい。

それから2点目、えーと義務教育学校についてです。

中小一貫校、コミュニティスクール、教えない学校、学びの多様化学校と色々な名称の学校が出てきますが、最近よく見聞きする義務教育学校と言う事が気になってます。

現在の小中学校も義務教育が基本の学校なのに、あえて義務教育学校と定めるにはどんな学校なのでしょうか。どんな、どんな違いがあるんでしょうか。そしてどんな利点があるのか教えて下さい。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

小梅議員からの1問目、不登校及び義務教育学校についてのご質問にお答え致します。

1点目、不登校の学びについてのご質問ですが、議員ご指摘の通り、児童生徒の状況に応じ、必ずしも不登校については、学校復帰を目標とはせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立、自立することを目指しているものでございます。学校外のフリースクールや教育支援センター、オンラインの利活用など、学びの多様化が各地で進められておりますが、江差町では定期的な家庭訪問を行っている他、状況に応じて、タブレットを活用した学習の機会を図るなどの対応を行っております。

2点目、江差町での不登校の実態についてのご質問ですが、小学生1名、中学生5名、計6名が不登校の状況となっております。

小学生1名と中学生2名は週に何度か通学できておりますが、他の中学生3名は、ほぼ通学が出来ておりません。登校しても学級に入ることが困難な児童生徒に対しては、別室を用意し、空いている先生がついて、自主学習が出来る環境を整えるなど、児童生徒の個別事情に応じた対応を行っており、登校日数が増えているケースもあります。登校できない状況にあっても、生徒と学校の繋がりを絶やさないよう指導するなど、教育委員会指導主事が学校と連携し対応しているところです。

また、北海道医療大学と、医療大学との連携やスクールカウンセラーの活用により、現場の教員や保護者支援もあわせて、併せて行うなどの対策を講じております。

3点目、義務教育学校についてです。

義務教育学校は、平成28年に学校教育法に規定された学校の種類の一つです。小学校6年、中学校3年の9年間の義務教育を一貫して行い、校長先生は1人、1年生から9年生が同じ環境で学ぶこととなります。

義務教育学校の目的には、子供たちが小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる中1ギャップ現象への効果的な対応があります。

更には、9年間で独自のカリキュラムを編成出来る事から、地域の実情に応じた教育活動が可能となります。

一方で、義務教育学校の特徴は、9年間同じ顔ぶれで過ごすことや、人間関係が固定化されやすくなる他、卒業式が9年間で一度だけになることなど、9年生が最高学年ため、6年生が中間学年となることで、リーダーシップを発揮する場が少なくなり、成長する機会が減る側面があるとも言われております。

義務教育学校は、新しい学校の形として全国的に増えており、近隣町においても、義務教育学校への移行が進められております。

当町においても、少子化が進む今後の学校のあり方について、令和8年度からの次期教育推進計画期間中において検討を進めて参りますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

ありがとうございました。そしたら今まで中学校とかは、専、教科の専門の先生とかがいらしたと思うんですけど、そういう先生方はどうなるんですか。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

只今的小梅議員の質問にお答え致します。

学校の先生たちも9年間になりますので、学校が一つということは先生たちも減る形になります。で、先生たちの形態については、その義務教育学校の方針によって、えー様々違った形態になるっていう形になりますので、えーと、今の形を維持する形になるのか、新しい形になるのかっていうのは、その学校によって違った形になると言う事でございます。以上です。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

今まで給食費とかも集めてましたけど、今まで小学校と中学校と、こう金額も違ってきてますけど、それも今度、低学年、高学年みたいな感じになる訳ですか。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

義務教育学校については、6年生と、えーと7年生から9年生までは、小学校と中学校という形態はこれまでと変わらない形になりますので、給食費についてもこれまでと変わらないという形になります。

(議長)

続きまして、小梅議員、2問目をお願い致します。

「小梅議員」

はい。はい。

(議長)

2問目、あ、いいですよ。

「小梅議員」

なんか、あと一。

(議長)

あ、あの2問目、コミュニティプラザの案についてお願い致します。

「小梅議員」

はい。コミュニティプラザ・エコーの調理室の備品整備について伺います。

3月の定例議会において、災害時の炊き出しの必要性を訴え、エコーでの炊き出し機能を試してみると提案してきました、が、6月と7月に1回ずつ、炊き出し訓練の機会を得て実施することが出来ました。新しい設備のガスや水道の操作も確認出来ましたし、大きな鍋や釜の使い勝手も知ることが出来て大変良かったのですが、もう少し備品整備の必要性を感じました。

訓練の時には、あらかじめ必要なものを持ち込んで行いました。特別なものではなく、通常使う洗い桶とか、ザルとかボールなど、最低限の備えがあればもっと便利に活用できると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員の2問目、コミュニティプラザ江差・エコーの調理室備品整備についてのご質問にお答え致します。

コミュニティプラザ江差・エコーでは、6月に生活支援体制整備事業ネクストイノベーションとNPO法人まちカフェ江差が共同で炊き出し訓練を実施した他、江差町と致しましても、7月には江差町赤十字奉仕団、NPO法人まちカフェえさし、江差町食生活改善推進協議会、江差町日明女性防火クラブ、新地町内会にご協力を頂き、炊き出しの試行訓練、試行事業を実施したところでございます。

町として実施した事業では、使用する備品につきましては、保健センターから借用したものがありました。

実施にあたっての打ち合わせの際にも、備品整備の必要性について、各団体の皆様からご意見を頂いたところでございます。

今回の試行事業を踏まえまして、議員ご指摘の洗い桶、ザル、ボールなども含め、必要最低限、最低限必要な備品について整理し、年度内のできるだけ早い、できるだけ早期に整備を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小梅議員」

よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に室井議員の発言を許可致します。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

すいません。あの一今定例会で、2問について質問通告しております。

最初に、新しい人事異動での最大の目標とするものは何かをきっちと聞き、伺いしたいと思います。

今回の人事異動は、前副町長の退任に伴う異動で、一部、管理職に限定されましたが、今後の町政運営に大きな期待と同時に、課題が浮き彫りにされていると認識しております。

役場機構の中で、最重要人事異動である副町長、総務課長人事は、近年にない適材適所の配置と思え、何か少し、先の見据えた配置なのかなと評価したいと思います。

特に建設水道課長から総務課長へ転職、異動された課長に対しては、頭が、頭の下がる思いでございます。頑張っていって欲しいと思います。

しかし、役場内部の課題や方向性などについて、今後、建設課の誰がリードして、起案、まとめ役として考えているのか、現時点で考えている方向があれば伺いたいと思います。

詳細な個人評価は避けますが、いつの時代でも、人柄、人間性が大きく作用し、左右し

ていると感じております。

課題に対するスピード感を持った前向きな対応と姿勢、町民はしっかりと見ているので、是非、頑張って頂きたいと思います。

町長が任命された今回的人事、常に現場との対話を大事にされ、江差町に大きな灯を照らして頂きたいと思いますので、町長の明快な見解を求めたいと思います。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の1問目、新しい人事体制での最大の目標とするものは、の質問にお答えを致します。

今回の人事異動につきましては、議員ご指摘の通り、田畠前副町長の退任に伴つてのものであり、8月1日の異例の時期での異動となりましたことから最小限の人事異動とさせて頂いたところでございます。

これまで人事に当たりましては、業務経験年数や適用性などを総合的に見極めながら行ってきたところでございますが、今回の人事に対しまして、議員からご評価とご期待を頂いていることに感謝申し上げます。

一方で、建設水道課の体制に関するご質問でございますが、恒常的に続いております土木技術職員の不足が課題となっており、現在も募集を継続している状況でございます。

今後は、現在も行っている技術職を補うための課内での横断的な連携に加え、技術支援業務などの委託についても検討が必要なものと考えているところでございます。

建設水道課内の課題や方向性につきましては、課長を中心となりながら取り組むものでございますが、人事配置や機構そのものの検討については、職場全体の中で考慮すべきものと考えているところでございます。

町民皆様へのサービス低下に繋がらないよう、組織全体で取り組んで参りたいと考えております。

いずれに致しましても、議員ご指摘の通り、課題解決に向けては、スピード感を持って取り組むことが重要であると認識していますし、そのためには、町民目線、現場目線に立って、しっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、重ねてご理解をお願い致します。

(議長)

よろしいですか。

「室井議員」

いいよ。

(議長)

はい。それでは、室井議員2問目をお願い致します。

「室井議員」

はい。えーと2問目ですね。あの一避難施設等誘導などについて伺いたいと思います。

今後、予期せぬ不測の事態に備え、ハード面での過度な対応のみに囚われず、ソフト面の対応も非常に大切であるかと思われた最近の事例を紹介しますので、今後の避難誘導の基本とすべきだと私は考えます。

令和4年、今から3年前ですか、に発生した大雨時の避難と比較して、誘導などの対応をされた方々の態度や言葉がけが大変に良かったと私は伺っております。避難施設のハード面での対応と併せ、今後、ソフト面の研修もしっかりと行うべきと考えておりますので所見を求めます。

更に、8月中旬からクマ騒動に対応された、産業振興課長は夜遅くから朝早くにかけ、電話対応、現地対応など、相当な負担増になっていることだと思います。

しかし、いいスタッフと理解ある上司に恵まれ、大変だけど、いい仕事をしていると私は思っております。この経験を、今後、町職員一同がどう認識し、共有するべきか検討されてい頂きたいと思いますので、町長の所見を求めます。以上。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の2問目、避難施設と誘導についてのご質問にお答え致します。

先般、開催されました議会全員協議会でもご報告した通り、8月19日に発生しました大雨により、厚沢部川が増水し、氾濫危険水位であります6.44mを超過したことから、厚沢部川に近接する水堀町、越前町、中網町、小黒部町の4地区に対しまして、避難指示を発令し、避難所2ヶ所と避難、えー失礼しました。福祉避難所として、えさし荘のご協力頂き、合計3ヶ所の避難所を開設したところでございます。

今回の避難所での対応につきましては、避難指示の発令された地域が4町内に限定されたことや、避難所開設が2ヶ所だったこともあり、比較的多くの職員の配置が可能となりましたことも、スムーズな避難所運営に繋がったものと考えているところでございますが、その一方、数多くの避難所を開設するような災害時につきましては、避難された方々のご協力も不可欠になるものと考えております。

また、避難所運営などに従事した職員からは、いくつかの反省点もあったと聞いておりますので、今回の反省点をしっかりと総括しながら、次に繋げて参りたいと考えております。

議員ご指摘の避難時に、などにおける職員対応の研修につきましては、主に若手職員が中心ではありますが、町内各学校における防災訓練や1日防災学校などに参画している

他、江差町社会福祉協議会主催の災害ボランティア研修会に、毎年職員が参加しているところでございます。

今後におきましても、研修会などへ積極的に参加するなど、職員1人1人の意識の醸成に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、8月からの町内各地、広範囲で発生したヒグマによる食害などの対応につきましては、産業振興課を中心に、檜山振興局や江差警察署、江差町鳥獣対策実施隊員などと連携を図りながら、連日、対応してきたところでございますが、食害などが発生した地域には直接職員が赴き、チラシの配布や訪問しての声掛けによる注意喚起を実施した他、吹鳴装置や広報車による啓発など、多くの職員の協力を頂きながら対応してきたところでございます。

議員ご指摘の通り、今回の経験を職員が共有し、今後の様々な緊急時の対応などに生かせればと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

よろしいですか。はい。

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

以上で、今定例会に通告ありました一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終結致します。

(議長)

日程第5、報告第1号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

(議長)

報告内容については、お手元に配布のとおりですので、説明を省略し、ただちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

次に、日程第6から日程第15については、令和6年度江差町各会計決算認定ありますので、認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についてまでを、一括として議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案理由)

只今一括上程となりました、報告第1号、あ、失礼致しました。認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号から第7号までの令和6年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第8号、令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について、認定第9号、令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について、認定第10号、江差、失礼致しました。令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についてでございます。

10会計、10会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定等により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第1号から第10号まで、ご審議の上、認定頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮りします。

ただ今、一括議題となっております認定第1号から認定第10号につきましては、議長と監査委員である小梅議員を除く、10名の委員で構成する令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とする事にし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までの決算認定につきましては、議長と監査委員である小梅議員を除く、10名の委員で構成する令和6年度江差町各会計決算審査特別委

員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とし、審査においては、地方自治法第98条第1項の権限を委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

決算審査特別委員会開催のため、えー14時25分まで休憩致します。

休憩 14:03

再開 14:25

(議長)

休憩と閉じて、再開致します。

(議長)

休憩中に開催されました、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告致します。

委員長に塚本議員、副委員長に小野寺議員が互選されました。

また、決算審査特別委員会の開催日程につきまして、10月の15日から17日の3日間との事ですので、併せてご報告致します。

(議長)

日程第16、承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

定額減税調整給付金及びヒグマ被害緊急対策に係る経費につきまして、令和7年8月15日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

「財政課長」

財政課課長。

(議長)

財政課課長。

「財政課課長」

それでは、承認第1号について、補足説明させて頂きます。

議案書3ページの補正予算構成表をご覧下さい。定額減税 調整給付金 不足額給付事業です。定例会資料1も併せてご覧下さい。

本事業につきましては、本年、第2回定例会におきまして、給付対象者を抽出するシステム改修費について補正済みの件でございますが、この度、給付が見込まれる方々の抽出が完了しましたので、9月に給付を開始するため、申請書の郵送経費や給付金など所要の金額を措置したものです。給付の対象者は、790人を見込みます。

給付対象者リストが確定されたことで、早急に支出済、ししゅつ、え一失礼致しました。支出事務を進める必要がありましたことから、8月15日付けで専決処分したものでございます。補正額は、2,446万3千円。財源の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

次にヒグマ被害緊急対策事業です。資料2をご覧下さい。

本年8月以降、町内でヒグマの出没が続出している状況を受け、北海道は8月12日付で、江差町一円を対象にヒグマ注意報を発出しました。

こうした状況を踏まえ、町では、住民の安全を最優先とし、猟友会や江差警察署、檜山振興局等の関係機関と緊密な連携のもと、緊急に対策を講じる必要がありましたことから、ヒグマの捕獲・駆除、市街地への進入防止を図るべく、8月15日付けで所要の経費を専決処分させて頂きました。

補正の主な内訳としましては、町が委嘱している鳥獣被害対策実施隊員に対する報酬・費用弁償のほか、箱ワナのエサ代、エサや被害痕跡であるフンや体毛等を保存するための冷凍庫、ヒグマの市街地への進入を抑止する電気柵、市街地と森林との間に緩衝地帯を設けるための草刈り委託費、町民に対する注意喚起用チラシの配布費用等となっています。

補正額は、650万円。財源の8割相当は、鳥獣被害防止経費として特別交付税が措置されます。

なお、本事業につきましては、議案第9号におきまして、追加対策に係る増額補正もお願いしておりますことを補足致します。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求ることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第17、承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求ることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めるについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策に係る経費の、経費につきまして、令和7年8月19日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、承認第2号について、補足説明させて頂きます。

議案書17ページの補正予算構成表をご覧下さい。

令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策（避難所開設・運営）です。資料3も併せてご覧下さい。

8月19日から21日にかけて低気圧や前線が通過し、大気の状態が非常に不安定となったことで、渡島・檜山地方では、非常に激しい雨が断続的に降り、複数の市、町で、多くの被害がもたらされました。当町におきましても、幸いにして人的被害はなかったものの、冠水による農業被害や河川の増水による大量の海岸漂着物、町道の路面洗、路面洗掘など多くの被害がありました。

このような状況の中、町は、災害対策本部を設置し、洪水の危険が高まっていた厚沢部町、ん一失礼致しました。厚沢部川流域の水堀町、越前町、中網町及び小黒部町の住民の皆様に避難指示を発令し、北海道江差高等学校及び町文化会館に避難所を開設するとともに、特別養護老人ホームえさし荘の協力により福祉避難所を設けました。

また一方で、町内全域において、広報車による広報活動を実施しました。

本件につきましては、こうした第1段階の災害対策として、避難所開設、運営に伴つて、避難された方々、或いは従事した職員の食糧費を、まずもって措置したものです。

住民の生命を守る緊急対策にあたり、予算の補正を行う必要がありましたので、8月19日付け専決処分により、迅速に対応させて頂きました。

補正額は、3万9千円。全額一般財源ですが、災害復旧費を含めて、別途、国や道に対して、特別交付税への算入など財政支援を要請しております。

なお本件、大雨に伴う避難所運営経費に係る人件費等追加分及び災害復旧費につきまし

ては、議案承認第3号におきまして、8月28日付け専決処分による予算補正をお願いしておりますことを補足致します。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求ることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第18、議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

今回の補正につきましては、人事給与システム改修など17事業に係る経費の補正、1事業の財源更正の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、9,332万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、70億4,683万9千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第3号について、補足説明させて頂きます。

議案書37ページの補正予算構成表をご覧下さい。

はじめに人事給与システム改修、令和7年度税制改正対応です。

令和7年度の税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整等の観点から、所得税、住民税における大きな制度変更が行われることとなりました。それらの制度改革のうち、大学生年代の子等に係る特別控除、特定親族特別控除の創設に伴い、特定親族の登録管理、年末調整への対応等に係る職員人事給与システムを改修します。補正額は、24万1千円。全額一般財源です。

次に、開陽丸青少年センター補助金、管理棟解体に伴う事務所移転です。資料5をご覧下さい。

なお、開陽丸管理棟解体の関連補正につきましては、この後にも4事業ございますが、一括せずに、一つひとつ説明させて顶きますことをご了承下さい。

新道の駅建設に伴い、本年12月の解体撤去を進めている開陽丸センター、開陽丸青少年センター管理棟について、事務所利用している一般財団法人開陽丸青少年センターが、隣接する町のマリンスポーツ交流センターへ移転するための経費を補助するものです。

具体的には、事務備品類の運搬委託費、仮事務所開設に係るオフィス機器の回線移設費及び電源工事費のほか、廃棄物処分費等を計上しました。移転は、11月を予定しています。補正額は、241万5千円。全額一般財源です。

次に、令和6年度障害者自立支援給付費道費負担金返還から令和6年度介護保険低所得者保険料軽減負担金精算事務までの4事業を、関連がございますので一括して説明致します。

これらにつきましては、関係法令に基づく負担金、交付金の額の確定に伴い、既に交付

を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は、4事業を合計して480万6千円。全額一般財源となります。

次に、町税過年度還付金です。

過年度に納付された町税の還付金が生じた場合に支出する過誤納還付金について、当初の見込みを上回る法人への還付が発生したこと等に伴う補正を行うものです。補正額は、50万円。全額一般財源です。

次に、個人住民税特定親族特別控除創設に伴うシステム改修です。

令和7年度税制改正により創設される個人住民税の特定親族特別控除に関わって、令和8年度個人住民税への適用にあたり、確定申告システム及び総合行政システムを改修します。補正額は、40万1千円。全額一般財源です。

次に、令和7年度子育て支援センター外構柵改良です。資料6を併せてご覧下さい。

来年度供用開始として進めている町立統合北部保育所に併設される子育て支援センターの外構柵について、既設の木柵をメッシュフェンスに改良することで、施設の安全性強化を図ります。工期につきましては、本年9月以降、本体移転改築工事と調整を図りながら、来年の3月末までに完成する事としています。

本件、この時期での補正上程となりましたのは、施設所有者である北海道との協議、調整に時間を要しておりましたことを補足致します。補正額は、750万2千円です。財源の地方債は、過疎対策事業債となります。これにつきましては、既に予算措置している本体工事分の過疎債を増額するもので、地方債補正も併せて行っております。議案書41ページに記載がございますので、ご確認下さい。

次に、新型コロナウイルス予防接種支援事業です。資料7をご覧下さい。

新型コロナウイルスワクチンについては、特例臨時接種が昨年3月31日で終了し、令和6年度以降は、予防接種法に基づく定期接種として市町村が実施することとなりました。

当町では、昨年に引き続き、接種費用の一定額を助成することで、対象者の経済的負担軽減を図り、ワクチン接種の動機づけを促進し、感染拡大防止及び重症化予防を図ります。

補正の内容につきましては、接種費用の自己負担額、約1万5千円に対して、1万1千円を町が助成するものとし、対象者数については、過去実績を踏まえ、全体で550人程度と見込みました。補正額は、594万3千円。全額一般財源です。

次に、水産物供給基盤機能保全事業です。資料8をご覧下さい。

本事業は、北海道が管理する江差追分漁港泊地区の維持に係るもので、昨年度に実施設計を行いました北船揚場張りブロックの段差解消と先端部コンクリートの欠損に係る修復工事について、漁港漁場整備法第20条の2の規定に基づき、地元負担金として支出するものです。

具体的には、事業費2,500万円のうち国が1,500万円を負担し、残額の1,000万円について、北海道が2/3、町が1/3を負担します。補正額は、333万4千円。全額一般財源です。

次に、“古くて新しいまち江差”観光振興地域DMO事業開陽丸管理棟解体に伴うみらい機構移転補助です。資料9をご覧下さい。

新道の駅建設に伴うみらい機構の事務所移転補助です。

移転先について、みらい機構本体は、人材開発センターまなびっく、開発、えー失礼致しました。観光案内所は、町会所会館として進めているもので、補正の内訳については、開陽丸財団同様に、事務備品類の運搬委託費、オフィス機器の回線移設費のほか、まなびっく事務所の賃料を計上しました。移転は同じく11月を予定しています。補正額は、173万円。全額一般財源です。

次に、フリーWi-Fi及びミニFM撤去です。資料10をご覧下さい。

開陽丸管理棟解体に伴って、現在は、開陽丸管理棟内、かもめ島島下売店及び島上ステージに設置されているフリーWi-Fi及びミニFMの送受信設備を撤去するものです。撤去に係る委託費を計上しました。補正額は、50万6千円。全額一般財源です。

次に、旧町営レストランの設備改修小上がり解体等です。資料11をご覧下さい。

開陽丸管理棟解体に伴って、みらい機構が運営する、ぷらっと江差が閉鎖となります。が、引き続き出店を希望する出店者の移転先として、クリエイト北海道が運営するホライズンにおいて受け入れるため、旧町営レストラン中央部の小上がりと腰壁を撤去し、店舗内の間取りを整えます。撤去に係る工事請負費を計上しました。補正額は、65万2千円。全額一般財源です。

次に、令和7年度町道除雪対策です。

今冬の歩行者及び自動車の安全確保のため、除雪作業員の人工費、融雪剤、防雪柵等の資機材及び北部地域の除雪委託費等を措置します。補正額は、6,391万3千円。全額一般財源です。

次に、開陽丸船体現状確認調査です。既存事業の増額補正となります。

文化庁のパイロット事業として、令和5年度から2か年で実施しました本調査について、今年度は埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業で進めてきたところ、文化庁より、補助金額の増額とともに、開陽丸遺跡の登録記念物登録の打診を受けました。

こうした中、町と町教委としましては関係課協議を行い、水中遺跡の指定、登録による開陽丸遺跡の保護の拡充及びまちづくりへの有効活用を図るため、令和8年度登録に向けて、補助金増額を受け入れ、所要の事務手続きを進めることと致しました。

補正の内訳につきましては、登録のため必要となる開陽丸遺跡調査報告書の印刷製本費と、文化庁との協議に係る職員の出張旅費を計上しました。

補正額は83万円。財源はご覧のとおりです。

次に一般補正の最後、開陽丸遺物の保存、活用です。こちらも既存事業の増額補正です。

開陽丸管理棟の解体に伴い、開陽丸記念館も11月から閉館、えー失礼致しました、休館することになりますが、休館中も開陽丸のPRを継続するため、展示モデルを作製し、旧檜山爾志郡役所の一室で展示致します。

展示モデルは、開陽丸の歴史を紹介するパネルを作製するほか、既存の砲弾の重量体験

設備を移動可能なものにリニューアルし、札幌市など町外でも出張展示が可能な仕様とします。補正額は、55万円。財源のその他特定財源は、イオン北海道株式会社、株式会社ダイエーの寄付で発行された、ほっかいどう遺産WAONによる北海道遺産保全、活用助成事業を充当するものです。

最後に、財源更正です。令和7年度権利擁護人材育成事業です。

本事業は、既存事業の権利擁護事業費の財源更正を行うもので、北海道から7月25日付けで権利擁護人材育成、人材支援体制構築事業100万円の交付決定を受けましたことから、同額、道支出金を増額し、一般財源を減額します。

以上、一般補正17事業、財源更正1事業、計18事業の補正額の合計は、9,332万3千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えー只今、説明頂きました中で、えー新道の駅の関係で、開陽丸青少年センター解体に伴うところの関連、事務所の移転や施設の移転経費であります。

この例えれば、まず、総務企画費の開陽丸青少年センターこれにつきましては、ま、道の駅完成後には、新しい事業者によって一体的運営がされると言う事でありますから、えー新しくオープン後には、この今の、あー仮事務所につきましては、また修復して戻す、元に戻して返還しなきゃならないと思いますけれども、そういう見込みでよろしいのか。

また商工観光費の関係で、みらい機構の移転であります。えーこれにつきましても、同じような考えでよろしいのでしょうか。

新しい道の駅完成後には、そちらの方に入って、現在、仮店舗につきましては、元に修復して、返還する。

また、あの一同じく商工観光費の関係で、町、えーレストランの小上がりの改修につきましても同じような、あー考えでよろしいのか、この3点について質問致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

飯田議員からのご質問にお答え致します。

え一開陽丸管理棟の解体に伴いまして、え一開、えっと、現在の一般財団法人開陽丸青少年センターの事務室につきましては、あ一ご説明の通り、えーマリンスポーツ交流センターの1階の方に移転を致します。

で、え一開陽丸につきましては、新しい道の駅が出来ましたら、え一基本的には新しい事業者が開陽丸の運営も一体的に担うと言う事なっておりますので、職員の引き継ぎも含めて、え一新しい道の駅の中での従事というふうになるというふうに理解しております。え一、あつ以上でございます。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

はい。えっと、私の方からは、えーと、みらい機構の移転に関わる部分に関してお答え申し上げます。

えっと、みらい機構の事務所につきましては、え一資料9にあります通り、え一事務機能の方に関しましては、まなびっくの方に、それから観光案内業務につきましては、町会所会館の中にあります観光案内所の方に移る形となります。

え一新しい道の駅が出来ましたら、一応あのー、みらい機構に関しましては、え一新しい道の駅の中に出来ます事務所内の方に移転する予定となっております。

え一それから、えーレストランの小上がり改修に関しましては、え一今回、そのぶらっと江差が閉店することに伴いましてですね、え一ぶらっと江差で取り扱いしている商品の一部を、え一こちらの方で取り扱い頂く、頂くと言う事で、あのースペースが足りなくなるものですから、小上がりのそのコンクリートのタタキがあるんですけども、そちらの方をですね、壊して、え一フラットな状態にすると言う事でございます。

え一そちらの方が終わりましたらフラットな状態は継続するという形になっておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

よろしいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第11号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、承認第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めるについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

承認第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めるについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策に係る人件費などの追加分の経費につきまして、令和7年8月28日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、承認第3号について、補足説明させて頂きます。

議案目次その2、3ページの補正予算構成表をご覧下さい。

本件、8月19日の大雨等に係る災害対策の追加補正となるもので、関連がございますので一括してご説明させて頂きます。

まず、最初の職員人件費と最後の避難所開設、運営の2事業についてです。

本件につきましては、当日の災害対策に従事した職員の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当のほか、避難所で使用した食糧備蓄品の補充、毛布のクリーニング代や一般消耗品費を措置したものです。補正額は、人件費が70万7千円、避難所開設・運営が29万4千円です。

次に、海岸漂着物緊急対策です。資料No.2の方の資料11をご覧下さい。

増水した河川の影響等により、当町全域の海岸線に大量の流木等が漂着しました。町内では、9月上旬以降、秋サケの定置網漁が開始されますが、漂着物が再度海へ漂流することで、定置網へ絡みついたり、網を破ったり、或いは船の航行に支障を来たしたりと、漁業生産活動に大きな悪影響を及ぼすことから、漂着した大型の流木等を陸側へ移動するための委託費や重機借上料等を措置しました。補正額は、451万円です。

最後に、道路被害復旧及び河川被害復旧です。資料12をご覧下さい。

大雨に伴う町道の路面洗掘や路肩決壊の復旧、普通河川の越水による流出土砂等の撤去に係る請負経費及び重機借上料等を措置しました。補正額は、道路復旧が66万6千円、河川復旧が92万6千円です。

これらの災害対策につきましても、住民の生命、財産を守るために緊急に対応する必要がありましたことから、各費用の積算が完了した8月28日付けで専決処分させて頂いたものです。

補正額の合計は、5事業を合わせ、710万円、えー失礼致しました、710万3千円となりました。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご承認頂きますようよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(『なし』の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第3号、令和7年度江差町一般会計 補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めるについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第20、議案第1号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第21、議案第2号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括上程となりました、議案第1号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第2号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層推進するため、江差町職員の育児休業等に関する条例及び江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きま

すよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」（補足説明）

えーそれでは私の方から補足説明申し上げます。議案書は27ページから33ページ。え一定例会資料は7ページの資料4を合わせてご覧下さい。

えー今回の一部改正につきましては、公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う福祉労、労働福祉に関する法律の改正に伴っているものでございまして、えー育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、えー職員の、おー育児休業等に関する条例の一部を改正する他、併せて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、国家公務員と同様の扱いにするため、職員の勤務時間および休日休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

えー改正の主な内容でございますが、あ一部分休業の取得に、取得する時間制限などの緩和や新たな取得形態に係る承認の規定を追加する他、仕事と育児の両立支援制度の利用に関し、個別に情報提供や意向確認を行うなどの規定を追加するものでございます。以上が補足説明となりますので、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に議案第2号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）についてでございます。

今回の補正につきましては、厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金及びヒグマ被害緊急対策の追加分に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,600万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、70億6,994万4千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案第9号について、補足説明させて頂きます。

議案目次その2、17ページの補正予算構成表をご覧下さい。

はじめに、厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金水道管移設です。資料13をご覧下さい。

北海道により進められている、道道乙部厚沢部線歩道拡幅事業に伴い、事業区間の一部となる小黒部町における既設の水道管を移設するため、管理者である厚沢部町が発注する実施設計委託費を地元負担金として、厚沢部町へ支払いするものです。

先般、厚沢部町から、用地交渉等が進捗し、来年度着工の見通しがたったことで、予算措置に係る協議、要請を受けたものでございます。

道道拡幅工事の工事延長は1,690.99m、このうち用地交渉が完了した1,166.78mについて、本年度に実施設計を行います。

補正額は、821万7千円。全額一般財源ですが、今後、12月定例会を目途に、過疎対策事業債への財源更正を予定しています。

なお、本件については、来年度以降、道道歩道拡幅工事と併せ、厚沢部町において水道管移設工事を進めて行く事になり、引き続き、地元負担金として厚沢部町へ支払いすることになります。

工事費については、今後実施設計により明らかになっていきますが、水道管の移転に関しては、北海道から補償を受けられる見込みです。補償金で工事費を賄いきれない分につきましては、同様に、過疎対策事業債を充当していく考えでありますことを、前もって補足させて頂きますので、ご理解頂きますようよろしくお願い致します。

最後に、ヒグマ被害緊急対策事業追加分です。資料14をご覧下さい。

北海道ヒグマ、北海道ヒグマ注意報の発出を受け、田沢町、尾山町、伏木戸町、柳崎町を重点警戒区域として定め緊急対策を講じて参りましたが、8月17日以降、南浜町から櫻川町において家庭菜園の食害被害や住宅地付近での痕跡が相次ぎ発生しました。

その後、町では、北海道ヒグマ緊急時等専門人材派遣事業を活用し、ヒグマの専門人材を招き、ヒグマの捕獲・防除に関するご助言を頂きながら、ヒグマの行動範囲や移動経路の推定、出没要因の特定に努め、電気柵や箱ワナを設置するとともに、実施隊員、警察等と緊密な連携のもと、巡回パトロールを強化し、住民への注意喚起を徹底し、まさに職員総動員体制で各種の対策に当たって参りました。

そうしたところ、本日までに4頭を、失礼致しました。本日までに5頭を捕獲したことは周知の通りでございますが、町内では今なお、出没状況が続いております事から、対策

を更に拡充し強化しなくてはいけません。

また、一定の条件を満たせば市街地での緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行されました。

こうした状況を踏まえ、町は、対策の長期化と、対策の範囲を町内全域まで確定、拡大、拡大させることを見据え、8月15日付けで専決処分しました既存事業を増額し、実施隊員の銃猟に係る報酬や費用弁償のほか、捕獲資機材用保管倉庫の新設、熱センサーや赤外線カメラを搭載する高性能ドローン、サーマルカメラの導入、捕獲用箱ワナの追加購入等に係る経費を措置することと致しました。補正額は、778万5千円。全額一般財源です。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第13号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員あります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第23、議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第4号、江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和6年度介護保険料給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、700、失礼致しました、7, 404万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億4, 920万4千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せて歳入歳出それぞれ、12億5, 380万8千円となるものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えーそれでは、議案第4号について、ご説明させて頂きます。議案書55ページの補正予算構成表でご説明致します。

事業名、令和7年度介護給付費負担金等精算事務でございます。

介護保険会計の財源である国庫・道費公費負担分は、毎年度終了後に精算事務が行われるもので、令和6年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回ったために生じた返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書63ページをご覧下さい。記載にある、あります通り、返還金は7, 404万1千円のうち、1千円の内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費国庫負担金分4, 673万3千円、地域支援事業費国庫交付金分266万7千円、道に対する返還金として、介護給付費等費負担金分683万円、地域支援事業費道費交付金分155万2千円、社会保険診療報酬支払基金として診療報酬支払基金介護給付費分1, 389万6千円、診療報酬支払基金地域支援事業費分236万3千円となっており、補正額の財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第24、議案第5号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規定の変更について、及び日程第25号、議案第6号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、並びに日程第26、議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、関連がありますので、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括上程となりました、議案第5号、海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、及び議案第6号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、並びに議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

本年3月末で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことに伴い、脱退する各組合の規約変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」（補足説明）

只今一括上程となりました議案第5号から議案第7号につきまして、私の方から補足説明申し上げます。議案書は65ページから70ページとなります。

えーこの度の江差町・上ノ国町学校給食組合の解散に伴いまして、えー当町が加入致します北海道町村議会議員公務災害補償等組合、えー北海道市町村総合事務組合、北海道市町村退職手当組合につきまして、それぞれの組合規約の別表を変更する必要が生じましたことから、えー加入する地方公共団体として協議する上で、議会の議決を求めるものでございます。

補足説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに一括採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決致します。

議案第5号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規定の変更について、及び議案第6号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、並びに議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号、議案第6号、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第27、議案第8号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第8号、工事請負契約の締結についてでございます。

令和7年6月19日に議決頂きました、子育て支援センター増改築工事について、確認申請がおるるまでに時間を要したことにより、工期の延長が必要となったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工期の変更内容につきましては、

変更前、令和7年6月20日から令和7年11月30日まで。

変更後、令和7年6月20日から令和8年1月30日まで。となるものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第8号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第28、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字新栄町10番地 加賀 晋氏、昭和33年10月17日生まれ 66歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、加賀 晋 氏、66歳を人権擁護委員候補者として、適任である旨の意見を添えて答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、原案のとおり、答申することに決定致しました。

(議長)

日程第29、同意第1号教育委員会教育長の任命についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

あ、暫時休憩を致します。

休憩 15:12

再開 15:12

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

同意第1号、教育委員会教育長の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会教育長に、檜山郡江差町字陣屋町429番地2 岸田 礼治氏 昭和41年7月25日生まれ、59歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに起立にて、採決致します。

(議長)

同意第1号、教育委員会教育長の任命について、原案のとおり、岸田 礼治 氏、59歳を教育委員会委員長として任命することに、賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

暫時休憩を致します。

休憩 15：14

再開 15：14

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第30、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

同意第2号、教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字尾山町146番地14 加川 千秋
氏 昭和39年10月24日生まれ 60歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決したいと
思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに起立にて、採決致します。

(議長)

同意第2号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、加川 千秋氏 60歳を

教育委員会委員として任命することに、賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

日程第31、発議第1号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件については、すべて議了致しました。

(議長)

これで、会議を閉じます。

令和7年第3回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん、大変、お疲れさまでした。ご協力、ありがとうございました。

閉会 15：16

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員